

**独立行政法人農業者年金基金の
平成26年度に係る業務の実績に関する評価書**

厚生労働省

農林水産省

中期目標管理法 年度評価

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人農業者年金基金	
評価対象事業年度	年度評価	平成26年度（第3期）
	中期目標期間	平成25～29年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	農林水産大臣		
法人所管部局	経営局	担当課、責任者	経営政策課長 平形 雄策
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	評価改善課長 上田 弘
主務大臣	厚生労働大臣		
法人所管部局	年金局	担当課、責任者	企業年金国民年金基金課長 内山 博之
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官室政策評価官 大地 直美

3. 評価の実施に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> 平成27年7月31日に独立行政法人農業者年金基金理事長等へのヒアリング及び有識者会議を実施

4. その他評価に関する重要事項
<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度の業務実績評価は、農林水産省及び厚生労働省それぞれの独立行政法人評価委員会において、評価を実施 平成26年度の業務実績評価は、農林水産大臣及び厚生労働大臣による評価を実施 平成25年度までの評価区分（3段階）と平成26年度以降の評価区分（5段階）は、評価基準の改定により変更している

1. 全体の評定						
評定 (S、A、B、C、D)	C：中期計画における所期の目標を下回っている項目があり、改善を要する。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		A	C			
評価に至った理由	<p>項目別評定の一部がCとなったため、本省の評価基準に基づきCとした。</p> <p>※ 平成25年度の評価にあつては、農林水産省独立行政法人評価委員会及び厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価結果であり、A評定が標準。平成26年度の評価にあつては、主務大臣の評価結果であり、B評定が標準。</p>					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	不適正な給付事務となるリスク認識が不十分であったこと。また、平成26年度新規加入者実績が過去8カ年において最低水準となった。このような事態を改善することが、中期目標に掲げる「農業者の確保を目的とする政策年金であるという性質を踏まえ、政策支援の対象となり得る若い農業者の加入の拡大に向けた目標」を達成する上で不可欠であることから、リスク管理の徹底を図るとともに、加入推進取組について抜本的な見直しを図る必要がある。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	平成26年度に設定した達成すべき加入推進の目標について未達成。農業者年金加入推進の改善が求められる。 リスク管理の徹底について経営移譲年金にかかる不適正な給付事務となるリスクの認識が不十分。リスク認識の向上を図る仕組みを整えること、遅滞なく主務省に対する当該年金の実態に係る総点検結果報告が求められる。
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

4. その他評事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

年度評価 項目別評定総括表

評価項目	評価年度					項目別 No	備考
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
1 農業者年金事業	A	B					
2 年金資産の安全かつ効率的な運用	A	B					
3 制度の普及推進及び情報提供の充実	A	C					
II 業務運営の効率化に関する事項							
1 業務運営の効率化による経費の抑制等	A	B					
2 業務運営の効率化	A	B					
3 組織運営の合理化	A	B					
4 委託業務の効率的・効果的实施	A	B					
5 業務運営能力の向上等	A	B					
6 内部統制の充実・強化	A	C					
III 財務内容の改善に関する事項							
財務内容の改善に関する事項	A	B					

評価項目	評価年度					項目別 No	備考
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
IV 予算（人件費の見積りを含む）、 収支計画及び資金計画	A	B					
V 短期借入金の限度額	—	—					
VI 長期借入金	A	B					
VII その他の事項							
1 職員の人事に関する計画（人員及び 人件費の効率化に関する目標を含む。）	A	B					
2 積立金の処分に関する事項	A	B					

※ 25年度評価は、農林水産省独立行政法人評価委員会における中項目評価である。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-1	農業者年金事業		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0079

2. 主要な経年データ								
評価の対象となる指標	達成目標	基準値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	参照情報
標準処理期間内処理割合	提出された申出書等の97%以上		98.35%	97.66%				
申出書等の返戻率	10%未満	前期中期5カ年平均7.9%	7.7%	6.5%				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置				
	1 農業者年金事業	1 農業者年金事業	1 農業者年金事業				B
	(1) 年金給付業務の適切な執行等 被保険者資格の適正な管理等を行うとともに、支給漏れ等がないよう適切な年	農業者年金事業の適切な実施を図るとともに、加入者に対するサービス向上の観点から以下の取組を実施する。 (1) 被保険者資格の適正な管理 適切な年金給付を行うため、農業者年金被保険者資格記録を国民年金の	(1) 被保険者資格の適正な管理 農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者記録との整合を図る	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者記録との突合の実施。 突合の結果を踏まえた適正な管理。 <p><評価の視点></p> <p>計画どおり、</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>農業者年金被保険者記録と国民年金被保険者資格記録との整合性を図るため、5月及び11月に全ての農業者年金被保険者について、両記録の突合を実施した。</p> <p>その結果、不整合となっていた者に係る記録確認リストを該当する全ての受託機関へ送付し、必要な申出書等を遅滞なく提出するよう指導を依頼するとともに全ての当該不整合者に対して基金からも届出書等の提出を促すための通知を送付した。</p> <p>不整合者の状況については、26年5月の不整合者1,891人が6ヵ月経過後、1,317人減の574人になり、不整合者の減少率は69.6%となった。</p> <p>26年11月の不整合者1,272人は、6ヶ月経過後737人減の535人となり、不整合者の減少率は57.9%となった。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>計画どおり、農業者年金と国民年金との被保険者資格記録の突合を実施し、不整合となった者について、働きかけている。その結果、不整合者も減少しており、bと評価した。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を</p>	<p>認定：b</p> <p><認定に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>不整合の大部分を占める国民年金付加保険料記録無しの者に対して、必要な申出書等の提出がなされるよう、指導の強化を図ること。</p>

<p>金給付を行う。</p>	<p>被保険者記録と整合させ、必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかける。</p>	<p>ため両記録の整合を行います。 また、5月と11月に業務受託機関に不整合記録の情報を提供し、被保険者等に対し必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけます。</p>	<p>・突合を行ったか。 ・その結果、不整合となった被保険者等に対し、必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけているか。</p>		<p>上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>																																	
	<p>(2) 年金裁定請求の勸奨 年金の受給漏れ防止のため、農業者年金の受給権が発生する者等に対し、文書による裁定請求の勸奨等を行い、必要な裁定請求書の提出を遅滞なく行うよう働きかける。(3) 申出書等</p>	<p>(2) 年金裁定請求の勸奨 農業者年金の受給権が発生する者等に対し、年金等の受給漏れとならないように、65歳の誕生日になる1ヶ月前に裁定請求の勸奨を文書で毎月行う等、速やかな裁定請求書の提出を働きかけます。</p>	<p><主な定量的指標> <その他の指標> 裁定請求の勸奨。 <評価の視点> 65歳の誕生日になる1ヶ月前に裁定請求の勸奨を文書で毎月実施しているか。<主な定</p>	<p><主要な業務実績> 農業者年金の受給権が発生する者等に対し、年金等の受給漏れとならないよう、新制度又は旧制度に加入し、待期者となっている者について、65歳の誕生日になる1ヶ月前に該当する全ての者に対し、裁定請求の勸奨を文書で毎月行う等、速やかな裁定請求書の提出を働きかけた。</p> <p>(勸奨文書送付実績) (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="1261 835 1952 919"> <tr> <td>送付月</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>勸奨送付</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>666</td> <td>764</td> <td>766</td> <td>817</td> <td>741</td> <td>1,022</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1261 961 1893 1050"> <tr> <td>送付月</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>計</td> <td>2月までの計</td> </tr> <tr> <td>勸奨送付</td> <td>910</td> <td>833</td> <td>711</td> <td>7,230</td> <td>6,519</td> </tr> </table> <p>注：・26年度は、新システムへの移行のため7月から勸奨文書を発送したため、4月～6月までの実績はない。 ・7月送付分は、8月生まれのもの。以降同じ。 ・27年3月送付分は除く(4月生まれとなるため)。</p> <p>勸奨文書送付対象者6,519人(7月送付分～2月送付分)のうち裁定者5,939人となり、勸奨文書送付対象者に対する裁定割合は、91.1%であった。(参考：前年度裁定割合89.8%)</p>	送付月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	勸奨送付	-	-	-	666	764	766	817	741	1,022	送付月	1	2	3	計	2月までの計	勸奨送付	910	833	711	7,230	6,519	<p><評定と根拠> 評定：b 計画どおり実施しており、bと評価した。</p> <p>(評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>認定：b <認定に至った理由> 左記のとおり、認められる。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 受給権の裁定を受ける権利の消滅時効は5年とされていることから、農業者年金の受給権が発生する者にその旨周知徹底を図るとともに、老後生活の安定に資する年金という性格上、消滅時効に係る期間が経過することのないよう当該当事者に働きかけ、裁定割合を高めること。</p>
送付月	4	5	6	7	8	9	10	11	12																													
勸奨送付	-	-	-	666	764	766	817	741	1,022																													
送付月	1	2	3	計	2月までの計																																	
勸奨送付	910	833	711	7,230	6,519																																	
<p>(2) 手続の迅速化等 農業者年金の被保険者の資格に関する決定並びに年金給付及び死亡一時金に係る受給権の裁定等の事務を迅速に処理するため、各申出書等ごとに</p>	<p>(3) 申出書等の迅速な処理 ① 提出された申出書等については、迅速に処理を行い、その97%以上を標準処理期間内に処理することとし、</p>	<p>(3) 申出書等の迅速な処理 ① 提出された申出書等の97%以上を期間内で処理するため、基金に届いた申出書等の電算処理を迅速に行うと</p>	<p><主な定量的指標> 標準処理期間内処理割合 <その他の指標> 申出書等の処理状況の調査結果の公表。 <評価の視点></p>	<p><主要な業務実績> 提出のあった申出書等に係る標準処理期間内の処理割合は、8月処理分が98.30%、2月処理分が97.16%で、調査2回の平均期間内処理割合は97.66%であった。 また、この結果を翌月(9月及び3月)に基金ホームページで公表した。 期間内に処理できなかったものについては、該当農協・農委へ聴き取りを行うとともに指導を行った。主な原因としては、届出書等の記入漏れ等の整備に時間を要したこと、添付書類の準備及び記入内容の確認に</p>	<p><評定と根拠> 評定：b 標準処理期間内の処理割合は、目標の97%以上となっており、結果を計画どおり公表し、また、期間内に処理できなかったものについては、その原因を把握しているため、bと評価した。</p> <p>(評定区分)</p>	<p>認定：b <認定に至った理由> 左記のとおり、認められる。</p>																																

<p>定めている標準処理期間内に処理を行う。また、その処理状況について、毎年度、定期的に公表する。</p>	<p>その結果について、毎年度9月及び3月の2回公表する。</p>	<p>ともに、申出書等の処理状況の調査を毎年2回（8月及び2月）を行い、その結果を翌月（9月及び3月）に公表します。また、期間内に処理できなかつたものについては、その原因を把握し、今後、期間内に処理できるように努めます。</p>	<p>・標準処理期間内処理割合が97%以上となっているか。 ・処理状況の調査結果を計画どおり公表しているか。</p>	<p>時間を要したこと等となっていた。</p> <p>(処理月別標準処理期間内処理割合) (単位：件、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>処理月</th> <th>処理件数(a)</th> <th>期間内処理(b)</th> <th>b/a</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26年8月</td> <td>3,770</td> <td>3,706</td> <td>98.30</td> </tr> <tr> <td>27年2月</td> <td>4,804</td> <td>4,668</td> <td>97.16</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8,574</td> <td>8,374</td> <td>97.66</td> </tr> </tbody> </table>	処理月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b/a	26年8月	3,770	3,706	98.30	27年2月	4,804	4,668	97.16	計	8,574	8,374	97.66	<p>s：数値の達成度が120%以上で顕著な成果がある a：数値の達成度が120%以上 b：数値の達成度が100%以上120%未満 c：数値の達成度が80%以上100%未満 d：数値の達成度が80%未満</p>																													
処理月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b/a																																															
26年8月	3,770	3,706	98.30																																															
27年2月	4,804	4,668	97.16																																															
計	8,574	8,374	97.66																																															
<p>(3) 加入申込手続に関する標準処理期間の短縮化 加入申込みや裁定請求等の標準処理期間については、平成26年度からの新たな農業者年金記録管理システムの運用開始に合わせ、加入申込みにあつては30日に、年金裁定請求にあつては60日になるよう見直しを行うとともに、標準処理期間内であっても各申出書等はできるだけ迅速やかに処理する。 また、引き続き、申出書等の返戻防止にも取り組む。</p>	<p>② 申出書等の標準処理期間については、平成26年度当初の農業者年金記録管理システムの運用開始に合わせ、加入申込みにあつては30日に、年金裁定請求にあつては60日とする見直しを行うとともに、標準処理期間内であっても各申出書等はできるだけ迅速な処理を行う。 ③ 返戻防止の取組についても引き続き適切に実施し、常に利用者の立場に立ったサービスの向上を図る。</p>	<p>② 前年度に見直した申出書等の標準処理期間の短縮（加入申込みにあつては30日、年金裁定請求にあつては60日）に合わせ、迅速な処理を行います。 ③ 不備が判明した申出書等については、迅速な処理を行います。補正等が早急に行われるよう業務受託機関</p>	<p><主な定量的指標> 申出書等の返戻率 <その他の指標> 短縮された標準処理期間内の処理状況。 <評価の視点> ・短縮された標準処理期間内にどの程度処理ができていますか。 ・申出書等の返戻率が10%より下がっているか。</p>	<p><主要な業務実績> 前年度に見直した申出書等の標準処理期間内の短縮に合わせ前述のとおり100%に近いレベルでの期間内処理を行った。 返戻件数が減少するよう指導を行い、平成26年度の返戻件数は、781件で返戻率6.5%となった。2ケ年の返戻件数は1,734件で、返戻率7.1%となり、年度計画に定める返戻率10%以下を達成するとともに前回の中期5ケ年の平均値7.9%を下回った。</p> <p>裁定請求書の返戻状況 (単位：件、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>受付件数</th> <th>返戻件数</th> <th>返戻率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25年度</td> <td>12,441</td> <td>953</td> <td>7.7</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>11,854</td> <td>781</td> <td>6.5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24,295</td> <td>1,734</td> <td>7.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>[前回の中期計画5ケ年の平均=7.9%]</p> <p>裁定請求書の返戻状況 (単位：件、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>受付件数</th> <th>返戻件数</th> <th>返戻率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年度</td> <td>5,957</td> <td>661</td> <td>11.1</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>6,072</td> <td>424</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>22年度</td> <td>4,212</td> <td>320</td> <td>7.6</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>8,189</td> <td>523</td> <td>6.4</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>10,968</td> <td>864</td> <td>7.9</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>35,398</td> <td>2,792</td> <td>7.9</td> </tr> </tbody> </table>	年度	受付件数	返戻件数	返戻率	25年度	12,441	953	7.7	26年度	11,854	781	6.5	計	24,295	1,734	7.1	年度	受付件数	返戻件数	返戻率	20年度	5,957	661	11.1	21年度	6,072	424	7.0	22年度	4,212	320	7.6	23年度	8,189	523	6.4	24年度	10,968	864	7.9	計	35,398	2,792	7.9	<p><評定と根拠> 評定：b 標準処理期間は大幅に短縮され、かつ標準処理期間内の処理は100%に近いレベルであり、また返戻率は6.5%となっており、10%を下回っているため、bと評価した。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>認定：b <認定に至った理由> 左記のとおり、認められる。</p>
年度	受付件数	返戻件数	返戻率																																															
25年度	12,441	953	7.7																																															
26年度	11,854	781	6.5																																															
計	24,295	1,734	7.1																																															
年度	受付件数	返戻件数	返戻率																																															
20年度	5,957	661	11.1																																															
21年度	6,072	424	7.0																																															
22年度	4,212	320	7.6																																															
23年度	8,189	523	6.4																																															
24年度	10,968	864	7.9																																															
計	35,398	2,792	7.9																																															

	<p>(参考：標準処理期間)</p> <p>平成25年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入申出書 60日以内 ・年金裁定請求書 90日以内 <p>平成26年度以降(新システム運用開始後)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入申出書 30日以内 ・年金裁定請求書 60日以内 	<p>へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な申出書等の提出が行われるよう指導し、申出書等の返戻率を10% (前期中期計画5ヶ年の平均)より下げます。</p>			
--	--	---	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-2	年金資産の安全かつ効率的な運用		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0079

2. 主要な経年データ								
評価の対象となる指標	達成目標	基準値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	参照情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	2 年金資産の安全かつ効率的な運用	2 年金資産の安全かつ効率的な運用	2 年金資産の安全かつ効率的な運用				B
	<p>(1) 年金資産の運用については、受給開始時までの運用結果が新規裁定者の年金額に直接反映されるため、安全かつ効率的に行うとともに、基本となる年金資産の構成割合については、諸条件の変化に照らした妥当性の検証を、毎年度、1回以上行う。</p>	<p>(1) 年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。</p> <p>(2) 外部の有識者等で構成された資金運用委員会</p>	<p>(1) 年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき、安全かつ効率的に行います。</p> <p>(2) 外部の有識者等で構成された資金運用委員会において、</p>	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <p>①安全かつ効率的な管理・運用。</p> <p>②運用状況及び運用結果の評価・分析。</p> <p>③年金資産の構成割合の検証と必要に応じた見直し。</p> <p><評価の視点></p> <p>①年金給付等準備金運用の基本方針に基づき、運用しているか。</p> <p>②資金運用委員会で運用状況及び運用結果の評価・分析等を行っているか。</p> <p>③資金運用委員会で</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(1) 主務大臣の認可を得て定めた安全かつ効率的に年金資産の運用・管理を行うための「年金給付等準備金運用の基本方針」(以下「基本方針」という。)に基づき、年金資産を、①被保険者ポートフォリオ、②受給権者ポートフォリオ、③被保険者危険準備金ポートフォリオ、④受給権者危険準備金ポートフォリオに区分し、基本方針に定めた全ての遵守事項を遵守しつつ、以下のとおりの運用を行った。</p> <p>① 被保険者ポートフォリオ 基本方針に基づき、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産による運用を行った。</p> <p>② 受給権者ポートフォリオ 基本方針に基づき、国内債券及び短期資産による運用を行った。</p> <p>③ 被保険者危険準備金ポートフォリオ 基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。</p> <p>④ 受給権者危険準備金ポートフォリオ 基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。</p> <p>(2) 外部の有識者等で構成された資金運用委員会を6月17日に開催し、25年度の運用状況、運用結果に対する評価・分析等を行った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>①年金給付等準備金運用の基本方針に基づき運用を行い、②資金運用委員会を計画どおり開催して、評価・分析等を行い、③年金資産構成割合について計画どおり検証を行い、見直す必要はないとの結果を得た。これらのことから、bと評価した。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>認定：b</p> <p><認定に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p>

	<p>において、運用状況及び運用結果の評価・分析等を行う。</p> <p>(3) 年金資産の構成割合については、毎年度、資金運用委員会において検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>運用状況及び運用結果の評価・分析等を行います。</p> <p>(3) 資金運用委員会で年金資産の構成割合（政策アセットミックス）の検証を行い、必要に応じて見直しを行います。</p>	<p>年金資産の構成割合を検証しているか、検証結果を踏まえ必要に応じ見直しを行っているか。</p> <p>(3) 政策アセットミックスについては、6月17日及び27年3月16日の資金運用委員会において検証し、見直す必要はないとの結論を得た。</p> <p>(4) 26年2月に金融庁において、『「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》』が策定されたことを受けて、26年9月に当基金の特性を踏まえた上で、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を策定し、ホームページで公表した。</p>	<p>また、資金運用を取り巻く環境を踏まえ、27年3月16日に開催し、当基金の運用について検討を行った。</p>		
<p>(2) 年金資産の運用に係るガバナンス強化の一環として、透明性の向上を図るため、外部運用を委託する運用受託機関名を公表するとともに、資金運用委員会の委員名簿、設置内規及び議事内容を公表する。</p>	<p>(4) 年金資産の構成割合、運用成績等については、四半期ごとにホームページで情報を公表するとともに、加入者に対して、毎年6月末日までにその前年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知する。</p>	<p>(4) 年金資産の構成割合、運用成績等については、6月、8月、11月及び2月までにホームページにおいて情報を公表します。</p> <p>また、加入者に対し、6月末日までに平成25年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知します。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 年金資産の構成割合、運用成績等の公表。 加入者に対する運用結果の通知。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 年金資産の構成割合、運用成績等について計画どおり公表しているか。 加入者に対し、計画どおり運用結果を通知しているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>25年度、26年度第1四半期、第2四半期、第3四半期の年金資産の構成割合、運用成績等について、それぞれ6月26日、8月8日、11月7日及び2月6日にホームページで公表した。</p> <p>また、全ての加入者及び待期者に対して、その者に係る25年度末現在の保険料納付額及びその運用収入等の額を6月26日付けで通知し、併せて、通知の趣旨、内容等について、ホームページに掲載した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>年金資産の構成割合、運用成績等について計画どおりホームページで公表し、また、加入者に対して、計画どおり運用結果を通知したことから、bと評価した。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>認定：b</p> <p><認定に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p>
	<p>(5) 年金資産の運用に係るガバナンス強化の一環として、透明性の向上を図るため、平成25年度から外部運用を</p>	<p>(5) 年金資産の運用に係るガバナンス強化の一環として、透明性の向上を図るため、外部運用を委託する運用受託機関名を公表すると</p>	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 外部運用を委託する運用受託機関名の公表。 資金運用委員会の 	<p><主要な業務実績></p> <p>外部運用を委託する運用受託機関名を25年度の運用成績等の公表に併せ、6月26日にホームページで公表した。</p> <p>また、6月17日及び27年3月16日に開催した資金運用委員会の議事内容については、8月7日及び27年4月17日にホームページで公表した。</p> <p>25年度以降公表している委員名簿及び設置内規については、27年</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>外部運用を委託する運用受託機関名を公表するとともに、資金運用委員会の委員名簿、設置内規及び議事内容を公表したことから、bと評価した。</p>	<p>認定：b</p> <p><認定に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p>

	<p>委託する運用受託機関名を公表するとともに、資金運用委員会の委員名簿、設置内規及び議事内容を公表する。</p>	<p>ともに、資金運用委員会の委員名簿、設置内規及び議事内容を公表します。</p>	<p>委員名簿、設置内規及び議事内容の公表。</p> <p><評価の視点> 外部運用を委託する運用受託機関名を公表し、資金運用委員会の委員名簿、設置内規及び議事内容を公表しているか。</p>	<p>3月16日現在の名簿及び27年3月10日改正の内規を3月17日にホームページで公表した。</p>	<p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	
--	---	---	---	---	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-3	制度の普及推進及び情報提供の充実		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0079

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合 (H24はセンサスデータ、H25、H26は利用可能な直近の統計調査を基に計算)	最終年度までに20% (各年度末被保険者割合)	(14.0%) [24年度末]	(16.9%)	(17.0%)				予算額（千円）	218,567,910	211,405,639			
	前年度より1.1ポイント増加		2.9ポイント増加	0.1ポイント増加				決算額（千円）	208,984,206	202,148,973			
								経常費用（千円）	151,813,816	150,206,972			
								経常利益（千円）	150,783,725	150,610,431			
								行政サービス実施コスト（千円）	123,473,873	117,857,653			
								常勤職員数	75	75			
③評価の参考となるデータ							注) 財務情報及び人員に関する情報は、当基金の年金給付費等も含む業務全体の金額及び人員数を記載。						
		(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度						
		データ把握方法等	前中期目標期間最終 年度値等										
加入推進特別研修会開催会場数	業務実績	43会場	48会場	49会場									
事例紹介	業務実績	11会場	25会場	30会場									
外部専門家	業務実績	2会場	5会場	19会場									
研修効果の測定	アンケート			研修会初参加者(全参加者4,200人のうち49%)の農業者年金の必要性の認識向上 55%→83%									
制度の認知度	アンケート	48%		51%									

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	3 制度の普及推進及び情報提供の充実	3 制度の普及推進及び情報提供の充実	3 制度の普及推進及び情報提供の充実				C
	<p>(1) 農業者年金制度が、農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るとともに、農業者の確保を目的とする政策年金であるという性質を踏まえ、政策支援の対象となり得る若い農業者の加入の拡大に向けた目標を設定する。</p> <p>具体的には、20歳から39歳までの基幹的農業従事者のうち農業者年金の被保険者の割合を、現在の13%から平成29年度末までに20%まで拡大する。(20%は同年齢階層の基幹的農業従事者に占める認定農業者の割合である。)</p>	<p>(1) 加入推進目標の設定</p> <p>農業者年金制度が、農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする政策年金であることを踏まえ、20歳から39歳までの基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合を、中期目標期間中に現在の13%から20%に拡大することを加入推進の目標とする。</p> <p>加入推進の目標を着実に達成するため、毎年度、目標の達成状況を検証した上で、目標達成に向けて増加すべきポイント(%)を年度計画に明記し加入推進に取り組む。</p> <p>なお、基幹的農業従事者数については、2015年農林業センサスによる数値が明らかになった</p>	<p>(1) 平成26年度に達成すべき加入推進目標の設定</p> <p>20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合を中期目標期間中に20%に拡大することを目指し、26年度の20歳から39歳の新規加入者を2,700人確保し、同割合(%)を前年度末から平成26年度末までに1.1ポイント増加させます。そのため、都道府県別の目標を設定して下記の加入推進等に取り組みます。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合。</p> <p><その他の指標></p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合が前年度末よりも1.1ポイント増加しているか。 同割合が29年度末までに20%に拡大することを目指して増加しているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>25年度末の20歳から39歳の基幹的農業従事者(農業構造動態調査82.6千人(26年2月1日現在))に対する同年齢層の被保険者数は、14,011人で、その割合は16.9%であった。</p> <p>26年度末の同年齢層の被保険者数は14,063人であり、同年齢層の基幹的農業従事者数に対する割合は、同基幹的農業従事者数を前年度と同じ数字であるとした場合は17.0%であり、この場合は、0.1ポイント増加となる。</p> <p>同割合を24年度末の14.0%から29年度末までに20%にするには、中期目標期間中、毎年度1.2ポイントずつ増加させて行く必要がある。この場合、26年度末時点で16.4%であり、実績(17.0%)はこれを上回っている。</p> <p>なお、ポイントの増加という目標に対応する実数の目安として示した20歳から39歳の新規加入者2,700人の確保については、その実績は、1,815人(前年度実績2,243人)となった。新規加入者数が前年度よりも減少した要因について、新規加入者アンケート、受託機関に対する減少要因アンケート、都道府県別加入者実績、市町村別加入者実績等を基に分析したところ、年度計画策定時には予期しなかった26年度の米価の大幅な下落等の外部要因による影響が大きかったことが推定された。</p> <p>(注) 年度目標の1.1ポイント増について</p> <p>25年度計画を策定中の段階では、24年度末の被保険者数が確定していなかったため、見込みの数値で20歳から39歳までの基幹的農業従事者に占める農業者年金の同年齢層の被保険者の割合を14.4%とされていた。同割合を24年度末の14.4%(見込み)から29年度末までに20%にするには、中期目標期間中、毎年度1.1ポイントずつ増加させて行く必要があったため、25年度及び26年度とも目標を1.1ポイント増としていた。</p> <p>【参考】</p> <p>20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：c</p> <p>20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合の計算に必要な26年度末(27年2月1日現在)の同年齢層の基幹的農業従事者数が、27年が農林業センサス年であり、自己評価時点で利用できない。このため前年度の基幹的農業従事者数を用いた場合は、1.1ポイント増加の目標に対して、0.1ポイント増加となり、d評価相当であるが、同割合を24年度末の14.0%から29年度末までに20%にする場合には、26年度末時点で、16.4%であり、これよりも上回っている点ではb評価相当であるので、両方を勘案し、c評価とした。</p> <p>(評価区分)</p> <p>s：数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある</p> <p>a：数値の達成度合が120%以上</p> <p>b：数値の達成度合が100%以上120%未満</p> <p>c：数値の達成度合が80%以上100%未満</p> <p>d：数値の達成度合が80%未満</p>	<p>認定：d</p> <p><認定に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 本評価は平成26年度計画に対して評価するものであり、その指標となる20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の同年齢層の被保険者の割合の1.1ポイント増加の目標に対して、0.1ポイント増加(達成度合9%)に留まった。 なお、0.1ポイントという値は平成27年2月時点の基幹的農業従事者の数値いかんでは、0.1ポイント以上になる可能性はある(平成27年2月時点の数値が判明するのは、本年11月以降の見込み)が、年度計画において新規加入者の目標を2,700人とおいているのに対し、1,815人と8割程度に留まっていることも含まれて、d評価とした。 <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <ul style="list-style-type: none"> 外部要因という米価の大幅な下落等について都道府県別、経営部門別の分析を行うとともに、他の要因も含め明らかにした上で改善策を講じられたい。

場合には、当該センサスの数値を用いることとする。

※最終年度まで各年度均等に増加させる場合

24年度末	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
14.0%	15.2%	16.4%	17.6%	18.8%	20.0%
(14.4%) (見込み)	(15.5%)	(16.6%)	(17.7%)	(18.8%)	20.0%

(2) 加入推進活動の経済性・有効性を高める観点から、具体的な戦略プランを作成するなどにより、政策年金という性質を踏まえ、20歳から39歳までの認定農業者等に対する働きかけを重点化し、メリハリの効いた効率的・効果的な加入推進活動を実施するとともに、毎年度、その効果を検証する。

(2) 加入推進取組方針に基づく加入推進活動の実施
① 上記(1)の目標達成に向け、業務受託機関が加入推進に取り組むに当たっての方針を策定し、政策支援への加入を始め、20歳から39歳までの認定農業者等に重点的に加入を勧めることを明確化する。

② 都道府県段階の業務受託機関においては、新規就農者等が参加する会合において、政策支援等の制度の説明を行い、適切な働きかけを行う。

(2) 加入推進取組方針に基づく加入推進活動の実施
① 上記(1)の加入推進目標の達成に向け、「平成26年度における農業者年金の加入推進取組方針」を作成し、政策支援への加入を始め、若い農業者に重点的に加入を勧めることを明確化にします。
また、年度当初の業務受託機関の担当者会議等において、当該取組方針の徹底を図ります。

② 都道府県段階の業務受託機関において、新規就農者等が集う機会等を活用し、政策支援の仕組み等制度内容についての説明、リーフレット

<主な定量的指標>

<その他の指標>

①加入推進取組方針の作成と徹底。
②新規就農者等へのリーフレットの配布等。
③アンケート調査の実施。

<評価の視点>

①若い農業者を重点とする加入推進取組方針を作成し、その周知・徹底を図ったか。
②都道府県段階の業務受託機関が新規就農者等にリーフレットの配布、説明等を行い働きかけをしたか。
③新規加入者アンケート調査により基礎データの収集・分析を行い、効果検証をしているか。

<主要な業務実績>

① 政策支援への加入を始め、新規就農者等若い農業者に重点的に加入を勧めることを明確にした「平成26年度における農業者年金の加入推進取組方針」を4月1日付けで業務受託機関あてに発出した。
また既述のとおり、年度当初の業務受託機関の担当者会議等において、当該取組方針について説明を行い、取組の徹底を図るとともに、業務受託機関からの実績報告により取組の実施状況を確認した。

② 都道府県段階の業務受託機関において、新規就農者が集まる機会や新規就農者を含めた農業協同組合の青年部組織の会合及び就農フェア等の新規就農希望者が集まる機会や農業大学校でリーフレットの配布、説明等を行い、働きかけを行った。
また、税務相談会や認定農業者の集まる機会に制度紹介を行い、適切な働きかけを行った。

<評定と根拠>

評定：b

①加入推進取組方針について計画どおり作成し、その徹底を図っている。②新規就農者等に対し、計画どおり働きかけを行っている。③効果的な加入推進を図る観点から、計画どおりデータの収集・効果検証を行っている。また、アンケートの回収率を大幅に向上させる工夫も行っている。これらのことから、bと評価した。

(評定区分)

s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある
a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある
b：取組は十分である
c：取組はやや不十分であり、改善を要する
d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

認定：b

<認定に至った理由>
左記のとおり、認められる。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

・ 十分な取り組みをしているにもかかわらず、ターゲットとする若手の加入が大幅に減少した要因を分析し、改善策を講じられたい。

	<p>の配布等を行い、適切な働きかけを行います。</p>	<p>③ これらの取組について、毎年度、効果的な加入推進を図る観点から新規加入者に係る営農類型等の基礎データの収集・分析を行い、その効果を検証する。</p>	<p>③ 効果的な加入推進を図る観点から、新規加入者に対するアンケートを実施し、当該新規加入者に係る基礎データの収集・分析を行い、その効果を検証します。</p>	<p>③ 26年度の新規加入者アンケートを実施し、保険料の負担等の加入推進上の課題、制度の認知度、加入の決め手、営農類型別の加入状況等の把握を行った。業務受託機関の実績報告を分析し、戸別訪問と新規加入実績の関係等、取組の効果の検証を行った。</p> <p>なお、26年度から新規加入者アンケートの収集方法の見直しを行い、受託機関との調整を経て、ハガキアンケートから加入窓口アンケートに切り換えた。これにより、アンケート回収率は、前年度の26.8%から84.5%に大幅に向上した。</p>		
	<p>(3) 加入推進活動のリーダーの育成及び制度内容の理解の増進</p> <p>地域における加入推進活動のリーダーとなる農業委員や女性農業委員、農業委員会事務局及び農業協同組合の担当者等を対象とする研修会を開催し、政策支援等の制度の内容について理解の増進等を図る。</p>	<p>(3) 加入推進活動のリーダーの育成及び制度内容の理解の増進</p> <p>① 地域における加入推進活動のリーダーとなる農業委員(加入推進部長)や女性農業委員、農業委員会事務局及び農業協同組合の担当者を対象とする「加入推進部長等研修会」を開催し、政策支援等の制度の内容についての理解の増進を図るとともに、意見交換等を通</p>	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <p>①加入推進部長等研修会の開催と制度理解の増進。</p> <p>②研修用テキストの見直し。</p> <p><評価の視点></p> <p>①加入推進部長等研修会をどのよう工夫して開催し、理解の増進につなげているか。</p> <p>②研修用テキストを効果的に見直しているか、活用しているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 都道府県段階の受託機関と基金の共催で、全国49会場で加入推進部長等を対象にした研修会を開催した(前年度は48会場)。同研修会では、基金の役職員による制度の説明に加えて、より効果的な研修となるよう、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ファイナンシャルプランナーや社会保険労務士等の外部専門家による他の年金制度との比較 ・ 農家自身の取組による加入推進事例の紹介 <p>を行う会場を前年度よりも増やし(それぞれ、5→19会場、25→30会場)、より一層の制度の理解の増進と加入推進活動の活発化を図るため研修会の充実を行った。</p> <p>これらの研修の結果、農業者にとって農業者年金が必要であると認識する割合が、研修会初参加者(全参加者4,200人の49%)では、参加前の55%から、参加後は83%へ増加した(参加者全体では68%から85%へ増加)。</p> <p>研修会実施のPDCAをより的確に運営管理していくため、26年度からは、従来のハガキアンケートを見直し、研修会の効果検証に利用可能な内容で、研修会参加者アンケートを行うこととした。同アンケート結果を受託機関にフィードバックして、より効果的な研修会とするための協議に活用し、協議結果を翌年度の研修会の持ち方に反映した。</p> <p>② 農村現場での加入推進の参考となるよう加入推進の場での効果的</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>①外部専門家による他の年金制度との比較を説明する会場を大幅に増やすなど効果的な研修会となるよう工夫しつつ、全国各地で研修会を開催した。研修会の参加者の制度の理解も参加前に比べ大幅に増加している。また、研修会のPDCAを管理運営するために必要なCheck手段も新たに用意している。</p> <p>②研修用テキストについて、加入推進を行う農家の参考となるよう加入推進現場から情報収集して掲載し、また、全国的に影響ある農業者の発言も新たに掲載し、研修会で活用している。</p> <p>これらの取組について、年度計画には記載がないが、加入推進活動のリーダーの育成と制度内容の理解の増進に向けた創意工夫を種々行っていること、研修会の結果も伴っていることを含めて勘案し、bと評価した。</p> <p>(評定区分)</p>	<p>認定：b</p> <p><認定に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な取り組みをしているにもかかわらず、ターゲットとする若手の加入が大幅に減少した要因を分析し、改善策を講じられたい。

		<p>じ加入推進活動の活発化を図ります。</p> <p>② 農業者年金制度の仕組みの解説、効果的な加入推進活動の事例等を掲載した「研修用テキスト」の見直しを行い、「加入推進部長等研修会」等において活用します。</p>	<p>な語録の事例や運動スローガンについて情報収集し、研修用テキストである加入推進ハンドブックに新たに掲載した。同ハンドブックを全ての加入推進部長等研修会で活用した。</p> <p>③ 全国的な影響力のある農業者リーダーの方々を広域推進協力員として委嘱し、農業者年金の必要性の広報・PRへの協力を得た。同リーダーの農業者年金の必要性についての発言を加入推進ハンドブックに新たに掲載した。</p>	<p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>		
<p>(3) 加入推進活動の実施に当たっては、活動の活発でない地域に対し、市町村及び農業協同組合の担当者や農業委員等に対する研修会等の制度の普及推進活動を重点的に実施すること等により、都道府県間の活動格差の縮小を図る。</p>	<p>(4) 特別重点都道府県における特別活動の実施</p> <p>都道府県間の加入推進活動の格差縮小に向け、前年度の加入推進目標の達成状況が一定水準以下の都道府県を特別重点都道府県として指定し、当該都道府県の特別重点市町村等において、巡回意見交換会等の特別活動を実施するとともに、その効果について検証する。</p>	<p>(4) 特別重点都道府県における特別活動の実施</p> <p>加入推進の目標に対する都道府県間の達成状況の格差の縮小に向け、平成25年度の目標達成状況が一定水準以下の都道府県を特別重点都道府県として指定し、当該都道府県の特別重点市町村等における関係者との巡回意見交換会、講師の派遣等の特別活動を実施するとともに、その効果について検証します。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <p>加入推進活動の都道府県間格差の縮小。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・格差縮小に向け、計画どおり実施したか。 ・その効果を検証したか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>都道府県間の取組の格差の縮小に向けた取組をより効果的に行うため、従来の「特別重点都道府県」を「重点都道府県」として指定した上で、その中で特に実績の低調な都道府県を「特別重点都道府県」として指定し、格差是正の取組を強化するための見直しを行った。</p> <p>17の重点都県には、従来、特別活動と呼称してきた市町村・JA巡回意見交換会の実施等を行った。6の特別重点都県には、市町村・JA巡回意見交換に加えて、基金の役員と該当業務受託機関及び関係機関による協議により、課題の共有と現状改善に向けた特別活動計画の共同策定を行った。また、同活動計画の実施に必要な業務委託費の効果的な配分等の支援及び実施状況の把握を行った。</p> <p>20歳から39歳の新規加入者数が全国で対前年比0.81倍となったのに対し、重点都県では0.96倍、特別重点都県では0.87倍であった。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>従来の格差縮小の取組をより強化した内容に見直しをし、計画以上の取組を実施していること、一方で、重点対象（26年度計画でいう「特別重点」対象）全体では、格差は縮小したものの、新たに設けた特別重点対象の格差が特に縮小したという結果にはなっていないことを総合的に判断して、bと評価した。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>認定：b</p> <p><認定に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p>

<p>(4) 国民の理解が得られるよう、情報へのアクセスの容易化、分かりやすい説明等に努めるとともに、加入者等に対しては、制度運営の状況等の情報をリーフレット、ホームページ等で定期的・迅速に提供する。</p>	<p>(5) ホームページ等による情報の提供</p> <p>① 農業者の方々に制度の仕組み・特質を周知するため、農業者や業務受託機関等の関係者の意見等を踏まえ、普及推進のためのリーフレット等を見直し、新規加入の状況等必要とされる情報をホームページ等で分かりやすく発信する。</p> <p>② 業務受託機関には、加入推進のためのリーフレットや加入推進活動の優良事例、制度のポイントをまとめた資料等をホームページ等を活用して提供する。</p>	<p>(5) ホームページによる制度の内容、情報の提供</p> <p>① 農業者の方々に制度の仕組み・特質等を周知するため、関係者の意見等を踏まえ、制度全体のポイントを簡潔に説明したリーフレット、政策支援の対象となる若い農業者、女性農業者、家族経営協定締結者等に特化したリーフレットを作成するとともに、新規加入の状況、現況届の提出に係る情報等必要となる情報をホームページで発信します。</p> <p>② また、業務受託機関における効果的な加入推進活動を促進するため、①のリーフレット、効果的に加入推進を進めている活動事例について、ホームページからのダウンロードにより随時提供します。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <p>①対象者別のリーフレットの作成・提供、新規加入状況等の必要な情報のホームページでの発信。</p> <p>②リーフレット、活動事例のホームページを通じた提供。</p> <p><評価の視点></p> <p>計画どおり、リーフレットの作成提供、ホームページでの発信をしたか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 業務受託機関が実施する制度の周知・普及活動に必要な優良事例集等の資材や、現場のニーズを踏まえて、制度全体のポイントを簡潔に説明したものに、女性農業者向け（夫婦での加入の重要性等を説明したもの）、青年農業者向け（政策支援内容を説明したもの）、40歳超の農業者向け（全額社会保険料控除を説明したもの）のリーフレットを作成・提供するとともにホームページで公表した。</p> <p>② 業務受託機関の取組参考として、加入推進の取組事例について、ホームページに掲載するとともに、上述のリーフレットとあわせてダウンロードにより、随時提供できるようにした。また、動画で制度を紹介したものを業務受託機関がダウンロードして活用できるようにした。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>計画どおり各種リーフレットの作成・提供、ホームページでの発信・提供を行っており、bと評価した。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>認定：b</p> <p><認定に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p>
--	---	---	--	---	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1	業務運営の効率化による経費の抑制等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0079

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費削減率	少なくとも対前年度 比△3%		△3.1% (24年度予算と25 年度予算の比較) △9.5% (24年度予算と25 年度実績の比較)	△3.3% (25年度予算と26 年度予算の比較) △19.6% (25年度予算と26 年度実績の比較)				
事業費削減率	少なくとも対前年度 比△1%		△6.1% (24年度予算と25 年度予算の比較) △8.8% (24年度予算と25 年度実績の比較)	△1.3% (25年度予算と26 年度予算の比較) △1.8% (25年度予算と26 年度実績の比較)				
ラスパイレース指数	100以下		97.3	98.5				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置					
1 運営経費の抑制等	1 業務運営の効率化による経費の抑制等	1 業務運営の効率化による経費の抑制等				B	
(1) 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く。)については、中期目標の期間中に毎年度平均で少なくとも対前年度比	(1) 一般管理費及び事業費の抑制業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く。)については、毎年度平均で少なく	(1) 一般管理費及び事業費の抑制業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く。)については、消費税率改定に伴う影響額及び社会保障・税番号制	<主な定量的指標> 一般管理費削減率 <その他の指標> <評価の視点> ・業務の適正な執行を確保しつつ、削減率の目標	<主要な業務実績> 一般管理費(人件費を除く。)については、消費税率改定に伴う影響額及び社会保障・税番号制度に係るシステム開発に伴う経費を除き、少なくとも対前年度比3%削減する計画を踏まえ、業務の見直し及び効率化を進め、当初予算比で3.3%減とした。 3%削減の計画に対して実績は19.6%削減となっている。これについては、業務手法の見直しを通じた効率化努力による部分はあるものの、その主な要因は、予定していたシステム開発(社会保障・税番号制度に係る	<評定と根拠> 評定：b 3%削減の計画に対して実績は19.6%削減となっているが、削減の主な要因は、システム開発が計画よりも遅れたこと等の効率化努力以外であるので、bと評価した。	認定：b <認定に至った理由> 左記のとおり、認められる。	

で3%の抑制、事業費（業務委託費）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。

とも対前年度比で3%の抑制、事業費（業務委託費）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を、することを目標に削減する。
このため、加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮しつつ、コスト意識の徹底、計画的な物資の調達等を行う。

度に係るシステム開発に伴う経費を除き、少なくとも対前年度比で3%削減します。
また、事業費（業務委託費）については、少なくとも対前年度比1%削減します。
このため、加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮しつつ、コスト意識の徹底、計画的な物資の調達等を行います。

を達成しているか。
・削減実績が大きい場合、それは、業務の見直しや効率化によるものであるか。

ものを除く）が翌年度実施となったこと等によるものである。

(単位：千円、%)

	25年度予算	26年度予算	削減率	26年度実績	削減率
一般管理費	666,991	645,040	△ 3.3	536,163	△19.6

(評定区分)

- s : 数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある
- a : 数値の達成度合が120%以上
- b : 数値の達成度合が100%以上120%未満
- c : 数値の達成度合が80%以上100%未満
- d : 数値の達成度合が80%未満

<主な定量的指標>
事業費削減率

<その他の指標>

<評価の視点>

- ・業務の適正な執行を確保しつつ、削減率の目標を達成しているか。
- ・削減実績が大きい場合、それは、業務の見直しや効率化によるものであるか。

<主要な業務実績>

事業費については、消費税率改定に伴う影響額を除き、少なくとも対前年度比1%削減する計画を踏まえ、当初予算比で1.3%減とし、その範囲内で、委託費による事業推進を行い、実績で1.8%の削減となった。削減の主な要因は、事業量が見込みを下回ったことによる。

(単位：千円、%)

	25年度予算	26年度予算	削減率	26年度実績	削減率
事業費	1,908,828	1,884,070	△ 1.3	1,874,825	△ 1.8

<評定と根拠>

評定：b
1%削減の計画に対して、実績が1.8%削減となっているが、主な要因が事業の効率化によるものではないことから、bと評価した。

(評定区分)

- s : 数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある
- a : 数値の達成度合が120%以上
- b : 数値の達成度合が100%以上120%未満
- c : 数値の達成度合が80%以上100%未満
- d : 数値の達成度合が80%未満

認定：b

<認定に至った理由>
左記のとおり、認められる。

人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏

(2) 人件費の削減等
人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ

(2) 人件費の削減等
人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応します。

<主な定量的指標>
<その他の指標>
政府における総人件費削減。

<評価の視点>

- 政府における総人件費削減の取組を踏まえたものとなっているか。

<主要な業務実績>

人件費の削減については、国に準じ、退職手当支給水準の引下げ、55歳を超える職員の昇給抑制等の取組を引き続き行い、適切に対応した。

<評定と根拠>

評定：b
計画どおり、国に準じて人件費の削減が行われたことから、取組は十分と認められ、bと評価した。

(評定区分)

- s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある
- a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある

認定：b

<認定に至った理由>
左記のとおり、認められる。

<p>まえつつ、適切に対応する。</p>	<p>つ、適切に対応する。</p>				<p>b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	
<p>(2) 給与水準については、対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)が、中期目標期間において、毎年度、100を上回ることがないよう措置する。 また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況についてホームページで公表する。</p>	<p>(3) 給与水準の適正化 職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与改定等の状況を踏まえ、給与規程の見直しを行うなど、対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)について、中期目標期間において、毎年度、100を上回ることがないよう措置する。 また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況についてホームページで公表する。</p>	<p>(3) 給与水準の適正化 給与水準の適正化の観点から、国家公務員の給与改定等の状況を踏まえ、必要に応じて給与規程の見直しを行うなど、平成26年度の対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)について、100を上回らないものとします。 また、給与水準の適正化の取組の進捗状況等について、ホームページで公表します。</p>	<p><主な定量的指標> ラスパイレス指数 <その他の指標> <評価の視点> ・ラスパイレス指数が、100を上回っていないか。 ・国家公務員の給与改定等の状況を踏まえたものとなっているか。</p>	<p><主要な業務実績> 給与水準の適正化については、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、国と同様の内容で措置を講じた(実施期間：24年4月～26年3月)。 また、55歳を超える職員の昇給について、国と同様の内容で26年1月1日の昇給から引き続き抑制措置を講じている。 上記及びこれまでの取組を進めた結果、26年度の対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)は100を上回っていない。 (参考) 対国家公務員地域・学歴別指数 26年度見込み(27年4月時点) 98.5 25年度 97.3 なお、給与水準の適正化の取組の進捗状況等については、27年6月末にホームページで公表予定である。</p>	<p><評定と根拠> 評定：b 計画どおり、国家公務員の給与改定等の状況を踏まえ、給与規程の見直しを行った結果、26年度の対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)が、98.5となり100を下回ることで、また、給与水準の適正化の取組の進捗状況等について、27年6月末にホームページで公表したことから、取組は十分と認められ、bと評価した。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>認定：b <認定に至った理由> 左記のとおり、認められる。</p>
<p>(3) 契約の適正化の推進 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)を踏まえ、契約については、原則として一般競争入札等(競争入札及</p>	<p>(4) 契約の適正化の推進 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施することとし、契約については、原則として一般競争入札等</p>	<p>(4) 契約の適正化の推進 契約については、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によるものとし、次によりその適正化を推進します。 ① 一般競争入札</p>	<p><主な定量的指標> <その他の指標> 一般競争入札等の実施。 <評価の視点> 計画どおり、契約の適正化を推進しているか。</p>	<p><主要な業務実績> 契約については、会計規程及び会計規程実施細則において、契約方式、契約事務手続、契約の公表、契約審査委員会等に関し、国の基準に準じて規定し、原則として一般競争入札等によるものとするほか、次によりその適正化の推進を行った。 ① 企画競争、公募及び政府調達案件については、競争性、透明性の確保の観点から、その内容を事前に契約審査委員会において検討を行った上で、契約を実施した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：b 契約については、やむを得ず随意契約等を行った場合を除き、全て一般競争入札等によるものとするほか、一者応札・応募となった契約について改善方策を立案し、その検証を行うとともに、随意契約の適正化の推移にも取り組むなど、計画どおり実施したことから、取組は十分と認められ、bと評価した。</p>	<p>認定：b <認定に至った理由> 左記のとおり、認められる。</p>

び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によるものとし、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。また、一者応札・応募となった契約については、一者応札・応募の改善方策が適正か検証する。

また、一般競争入札等に付すことが適当でないと認められる場合等の例外的な場合は、次の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

① 基金が策定する「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その改善状況をフォローアップし、毎年公表する。

② 監事及び外部有識者により構成する契約監

(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によるものとし、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。また、一者応札・応募となった契約については、一者応札・応募の改善方策が適正か検証する。

また、一般競争入札等に付すことが適当でないと認められる場合等の例外的な場合は、次の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

① 基金が策定する「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その改善状況をフォローアップし、毎年公表する。

② 監事及び外部有識者により構成する契約監視委員会において、契約の点検及び見直しを行

等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施します。

② 一者応札・応募となった契約については、一者応札・応募の改善方策が適正か検証します。

③ 契約審査委員会において、契約の適切性を審査します。

また、監事監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けます。

④ 一般競争入札等に付すことが適当でないと認められる場合等の例外的な場合は、次の取組により、随意契約の適正化を推進します。

ア)基金が策定する「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施す

② 一者応札・応募となった契約については、基金が策定した「一者応札・一者応募の改善方策について」(平成21年8月21日付け)に沿って公告期間や業務準備期間の確保等の改善を行った。また、契約監視委員会においても改善方策が適正か検証され、指摘事項はなかった。

③ 契約審査委員会を6回実施し、延べ26案件の入札・契約の適正性の審査を行った。また、監事監査においては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」を踏まえ、「随意契約等見直し計画」の達成状況、独立行政法人農業者年金基金契約監視委員会での審議内容等について十分なチェックが行われ、真にやむを得ない随意契約以外はいずれも競争性のある契約となっている等適正に実施されていると認められ、指摘事項はなかった。

④ 次のとおり、随意契約の適正化の推進に取り組んだ。

ア) 「随意契約等見直し計画」の取組状況についてはフォローアップし、ホームページにおいて毎年度公表を行っている。

なお、26年度における競争性のない随意契約は、9件、236,060千円となり、「随意契約等見直し計画」で掲げる目標(11件、287,120千円)の範囲内となっている。

イ) 3月23日に第6回契約監視委員会を開催し、外部委員より26年度契約の点検等を受けたが、指摘事項はなかった。また、点検結果をホームページで公表した。

(評定区分)

s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある

a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある

b : 取組は十分である

c : 取組はやや不十分であり、改善を要する

d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

<p>視委員会において、契約の点検及び見直しを行い、その審議概要を公表する。</p>	<p>い、その審議概要を公表する。</p>	<p>るとともに、その改善状況をフォローアップし、公表します。</p> <p>イ) 監事及び外部有識者により構成する契約監視委員会において、契約の点検及び見直しを行い、その審議概要を公表します。</p>				
--	-----------------------	---	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2	業務運営の効率化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0079

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
新システムのアクセス 件数	対前年度増加		984千件	1,478千件				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
2 業務運営の効率化	2 業務運営の効率化	2 業務運営の効率化				B	
事務書類の簡素化、 電子情報提供システム の利用の促進等により、 業務運営を迅速化・ 効率化する。	(1) 事務書類の簡素化 適正かつ効率的・ 効果的な審査を確保 しつつ、関係者の負 担を軽減するため、 事務書類の簡素化を 図る。	(1) 事務書類の簡素化 適正かつ効率的・効 果的な審査を確保し つつ、関係者の負担 を軽減するため、加 入者業務受託機関か らの要望を踏まえ、 既に前年度におい て簡素化した事務書 類について検証し、 必要に応じて見直 します。	<主な定量的指標> <その他の指標> 事務書類の簡素化。 <評価の視点> 前年度に簡素化した 事務書類による事務 処理が円滑に運営さ れているかについて、 計画どおり検証をし たか。	<主要な業務実績> 26年度から本格稼働 した新システムの下 で、14種類から4種 類に統合・簡素化さ れた届出様式で事務 処理を行い、円滑に 運用ができた。これ により、従来は、必 要な届出を様式名で 検索しなければなら ないなど事務処理に 時間を要したが、26 年度からは、新シス テム利用により、ケ ースごと、目的ごと に必要な届出の作成 が誘導されるよう になったため、業務 受託機関にとってわ かりやすくなった。 新システムへのアク セス件数が大幅に増 加しており、簡素化 された様式による事 務処理の定着が進ん でいる(アクセス件 数が前年度比50% 増加)(後掲)。	<評定と根拠> 評定：b 前年度に簡素化され た事務書類について 計画どおり検証を行 っていることからb と評価した。 (評定区分) s：取組は十分であ り、かつ、目標を上 回る顕著な成果があ る a：取組は十分であ り、かつ、目標を上 回る成果がある b：取組は十分であ る c：取組はやや不十 分であり、改善を要 する d：取組はやや不十 分であり、抜本的な 改善を要する	認定：b <認定に至った理由> 左記のとおり、認め られる。	
	(2) 電子情報提供シ ステムの利用促進等 業務受託機関にお いて、被保険者情	(2) 電子情報提供シ ステムの利用促進等 業務受託機関にお ける事務処理の迅速	<主な定量的指標> アクセス件数 <その他の指標>	<主要な業務実績> 26年4月22日付け で「農業者年金記録 管理システム普及 拡大取組方針」を 決定し、全業務受託 機関でのシステム利 用を目標に基金、各 都道府県段階、各 市町村段階の業務 受託機関が取り組 むこととした。	<評定と根拠> 評定：b 新システムの普及 拡大取組方針を 決定して全業務受託 機関での新シ	認定：b <認定に至った理由> 左記のとおり、認め られる。	

	<p>報や申出書等の処理状況の把握等ができる電子情報提供システムの利用の促進（アクセス件数の増加）等により事務処理の迅速化・効率化を図る。</p>	<p>化・効率化を図るため、電子情報提供システムに代わる農業者年金記録管理システムの利用の促進を行い、アクセス件数が前年度を上回りますようにします。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス件数が、前年度を上回っているか。 ・新システムの利用促進に取り組んでいるか。 	<p>また、基金主催の会議や業務受託機関が開催した農業者年金業務担当者等の研修会へ基金職員を派遣（年間15カ所）して、農業者年金記録管理システムの利用方法等の説明会を実施し、各都道府県段階の担当者の理解及び各市町村段階の業務受託機関への利用促進に努めた。</p> <p>これらの取組により、農業者年金記録管理システムへのアクセス件数は、26年度1,478千件となり25年度984千件に対し494千件増加（前年度比50%増加）し前年度を上回った。</p>	<p>テム利用を目標に取り組み、会議や研修会において新システムの利用方法等の説明会を行って利用促進に努めた結果、アクセス件数は、前年度を上回ったことから、bと評価した。</p> <p>（評定区分）</p> <ul style="list-style-type: none"> s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する 	
<p>また、現在開発中の農業者年金記録管理システムについて、平成25年度中に開発を終え、平成26年度当初から運用を開始する。</p> <p>なお、当該システムの開発に当たっては、業務運営の迅速性及び効率性の向上並びに事務手続に係る過誤の防止機能の向上を図るものとする。</p>	<p>(3) 農業者年金記録管理システムの開発等</p> <p>現在開発中の農業者年金記録管理システムについて、平成25年度中に開発を終え、平成26年度当初から運用を開始する。</p> <p>また、システムの開発に当たっては、迅速性及び効率性の向上並びに事務手続の過誤の防止機能の向上を図るものとする。</p>	<p>(3) 農業者年金記録管理システムの開発等</p> <p>平成25年度において開発が完了した農業者年金記録管理システムについて、社会保障・税番号制度への対応等のための新たな開発を行います。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <p>システムの新たな開発。</p> <p><評価の視点></p> <p>社会保障・税番号制度への対応等のための新たな開発を進めたか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>社会保障・税番号制度への対応等のための新たな開発については、住民基本台帳ネットワーク（総務省）との接続及び接続により提供を受ける基本4情報等を業務で利用するための改修として、データベース等整備業務を27年2月に業者と契約し開発を行っている。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>計画どおり、社会保障・税番号制度への対応等のための新たな開発を進めたことから、bと評価した。</p> <p>（評定区分）</p> <ul style="list-style-type: none"> s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する 	<p>認定：b</p> <p><認定に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3	組織運営の合理化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0079

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
年度末の常勤職員数	75人以下	28年度末 74人	75人	75人	75人			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	3 組織運営の合理化	3 組織運営の合理化	3 組織運営の合理化				B
	(1) 中期計画において、給付事業の対象となる旧制度に基づく受給者の減少並びに融資事業及び農地割賦売渡による貸付金債権の減少、業務受託機関に対する考査指導の拡充・強化等を踏まえ、中期目標の期間中における法人全体の業務量を適切に見積もり、常勤職員の適正な配置等組織運営の合理化に関する具体的な事項を定め、中期目標の期間中に必要な組織の整備及び常勤職員数の削減を実施する。	(1) 考査指導の対象とする業務受託機関を増加させることに伴い、考査指導部門の担当職員を1名増員して体制を強化する。また、旧制度の年金給付業務等については受給権者の減少等に伴って業務量の減少が見込まれることから、年金業務部門を合理化して2名の職員を削減し、常勤職員数を、中期目標期初の75人から平成28年度までに74人とする。	(1) 常勤職員数については、中期目標期初75人を上回らないものとし、業務量を踏まえて適正な配置を行います。	<主な定量的指標> 常勤職員数 <その他の指標> <評価の視点> 常勤職員数が75人を上回っていないか。	<主要な業務実績> 常勤職員数は中期目標期初の75人を上回っていない。	<評定と根拠> 評定：b 計画どおり、常勤職員数が中期目標期初75人を上回っていないことから、bと評価した。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	認定：b <認定に至った理由> 左記のとおり、認められる。

<p>(2) 能力・実績主義の活用により、役員報酬及び職員の給与等とその業績及び勤務成績を一層反映させる。</p>	<p>(2) 能力・実績主義の活用 常勤役員の期末特別手当の額については、その者の職務実績を反映させる。 また、職員の昇給区分の決定（5段階）及び勤勉手当（賞与）の額については、人事評価の実施を徹底し、その者の勤務成績に反映させる。</p>	<p>(2) 能力・実績主義の活用 常勤役員の期末特別手当の額については、その者の職務実績を反映させ決定します。 また、職員の昇給区分の決定（5段階）及び勤勉手当（賞与）の額については、人事評価を実施し、その者の勤務成績を反映させ決定します。</p>	<p><主な定量的指標> <その他の指標> 職務実績及び人事評価結果の反映。 <評価の視点> 職務実績及び人事評価結果を適切に反映しているか。</p>	<p><主要な業務実績> 常勤役員の期末特別手当の額については、理事長が職務実績を評価し決定している。 また、職員の昇給区分の決定及び勤勉手当の額については、人事評価の結果を反映させて決定している。</p>	<p><評定と根拠> 評定：b 常勤役員の期末特別手当の額については、計画どおり、理事長が職務実績を評価して決定し、職員の昇給区分の決定及び勤勉手当の額についても、計画どおり、人事評価の結果を反映させて決定していることから、bと評価した。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>認定：b <認定に至った理由> 左記のとおり、認められる。</p>
---	--	---	---	---	---	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-4	委託業務の効率的・効果的实施		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0079

2. 主要な経年データ								
評価の対象となる指標	達成目標	基準値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	参照情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	4 委託業務の効率的・効果的实施	4 委託業務の効率的・効果的实施	4 委託業務の効率的・効果的实施				B
	業務受託機関に対する業務委託費については、平成25年度から全体として計画的な削減を図りつつ、以下の観点から見直しを行い、委託業務の効率化・効果的实施に取り組む。	(1) 実績報告書による活動状況の把握 委託業務が効率的・効果的に実施されるよう、業務受託機関からの実績報告書の提出を受け、その活動状況を把握する。	(1) 実績報告書による活動状況の把握 委託業務が効率的・効果的に実施されるよう、業務受託機関からの実績報告書の提出を受け、その実施状況を的確に把握します。	<主な定量的指標> <その他の指標> 実績報告内容の把握。 <評価の視点> 実績報告書の提出を受け、その実施状況を把握しているか。	<主要な業務実績> 業務受託機関から提出された実績報告書の内容についてその実施状況を集計し把握した。集計結果を分析し、委託費の効果的实施に向けた27年度からの配分見直しの検討の際に基礎資料として活用した。	<評定と根拠> 評定：b 計画どおり、業務受託機関から提出された実績報告書を集計し、その実施状況を把握していることから、bと評価した。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	認定：b <認定に至った理由> 左記のとおり、認められる。
	(1) 加入推進活動を活発化させるインセンティブの付与・拡大 ① 加入推進活動に係る業務	(2) 加入推進活動を活発化させるための業務委託費の配分の見直し 市町村段階の	(2) 加入推進活動を活発化させるための業務委託費の配分の見直し 既に前年度において見直した配分方法	<主な定量的指標> <その他の指標> 業務委託費の配分方法。	<主要な業務実績> 市町村の業務委託費のうち、「活性化組織割手数料」について、前年度の配分方法の見直しに加え、新規加入者数の実績に応じた加算額について(新規加入者1人あたり1万円)、若年層の加入推進にインセンティブが働くよう、20歳から39歳の新規加入者を確保した場合には加算額を1.5万円とし、その他の新規加入者を確保した場合とで格差を設けるよう配分方	<評定と根拠> 評定：b 前年度の配分方法の見直しに加え、中期目標、中期計画を踏まえ、新規加入者数の実績に応じた加算額について、若年層の加入推進にインセン	認定：b <認定に至った理由> 左記のとおり、認められる。

<p>委託費については、第3の3(1)に掲げる目標設定に沿った考え方の下、業務受託機関の加入推進のインセンティブを喚起する観点から、固定的な(一律定額の)配分方法を改め、20歳から39歳までの新規加入者の実績を反映した配分方法とする。</p> <p>② 新規加入者割手数料については、20歳から39歳までの者が加入した場合とそれ以外の者が加入した場合とで格差を設定する。</p>	<p>業務受託機関に配分する加入推進活動に係る業務委託費については、第2の3(1)に掲げる目標の達成に向け、平成25年度から、固定的な配分方法を見直し、20歳から39歳までの新規加入者の実績を反映した配分方法を導入する。</p> <p>また、市町村段階の業務受託機関に新規加入者の人数に応じて配分する手数料について、業務受託機関の加入推進のインセンティブが働くよう、平成25年度から、20歳から39歳の農業者が加入した場合と、それ以外の農業者が加入した場合とで格差を設定する。</p>	<p>に基づき、適正な配分を行います。</p>	<p><評価の視点> 計画どおり配分されているか。</p>	<p>法の見直しを行い、配分を行った。</p>	<p>タイプが働くよう配分方法を見直し配分を行った。これらのことから、bと評価した。</p> <p>(評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	
<p>(2) 業務委託費の配分基準の統一化等 業務委託費の積算単価の見直しを行うとともに、農業委員会と農業協同組合でそれぞれ異なる</p>	<p>(3) 業務実態等を踏まえた配分基準の適正化 業務受託機関の業務実態等を踏まえ、平成25年度から、業務委託費の積算単価の見直しを行うと</p>	<p>(3) 業務実態等を踏まえた配分基準の適正化 既に前年度において見直した配分基準に基づき、適正な配分を行います。</p>	<p><主な定量的指標> <その他の指標> 業務委託費の配分基準。 <評価の視点> 計画どおり配分されているか。</p>	<p><主要な業務実績> 既に前年度において、①活性化組織割手数料について新規加入者数の実績を反映した配分方法を導入、②新規加入者割手数料について若年層を確保した場合に格差を設定、③人件費の積算単価の見直し、④農業委員会と農業協同組合への配分方法の統一化、⑤配分ランクの細分化等の見直しをしたところであり、見直した配分基準に基づき、配分を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定：b 計画どおり、適切に見直した配分基準に基づき、配分を行ったことから、bと評価した。</p> <p>(評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p>	<p>認定：b <認定に至った理由> 左記のとおり、認められる。</p>

<p>基準を適用している現在の配分方法については統一化を図るなど、配分基準について業務量等を踏まえた見直しを行う。</p>	<p>ともに、農業委員会と農業協同組合でそれぞれ異なる基準を適用している配分方法について統一化や配分基準の細分化を図るなど、業務受託機関の業務量を踏まえた見直しを行う。</p>				<p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	
---	--	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-5	業務運営能力の向上等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0079

2. 主要な経年データ								
①評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
②評価の参考となるデータ		(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
基金職員研修の実施				職員研修実施方針を新たに策定				
新任職員研修(カリキュラム数)				10	10			
専門分野研修(種類)				12	16			
管理職員等研修(回数)					1			
基金役職員派遣件数			94件	114件				25・26年度は業務受託機関からの派遣依頼件数と同数

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
5 業務運営能力の向上等	5 業務運営能力の向上等	5 業務運営能力の向上等				B	
職員及び業務受託機関の農業者年金担当者の業務運営能力の向上を図るとともに、業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、中期計画に定めるところにより研修等を実施する。	(1) 農業者年金基金職員 基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の修得を図るため、初任者研修を毎年度4月及び10月の2回実施する。	(1) 農業者年金基金職員 基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の修得を図るため、初任者研修を毎年度4月及び10月の2回実施する。	<主な定量的指標> <その他の指標> ・初任者研修・専門研修の実施、民間研修の活用。 ・研修等の実施方針の策定。 <評価の視点> ・初任者研修・専門研修	<主要な業務実績> 年度当初に研修実施計画を作成し、以下のとおり、計画的に研修を実施し、職員の能力向上を図った。 ① 新任職員を対象とする研修 4月採用者(19名)に対し農業者年金制度、中期計画、適用・収納業務の内容等に関する研修を実施した。7月採用者(3名)及び11月採用者(1名)についても、それぞれの採用時期に4月採用者と同じ研修資料を配布し、概要を説明する形式で研修を実施した。 また、5月から7月にかけて基金業務に関連する基本的事項を内容とする拡充研修を実施した。	<評定と根拠> 評定：b 計画どおり、初任者研修、専門研修を行い、民間研修も活用していること及び研修実施方針を策定していることから、bと評価した。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある	認定：b <認定に至った理由> 左記のとおり、認められる。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ・ 職員の習得レベルに応じた体系的な内容として、研修終了後における理解度テストを実施し、研修の効果の分析に用い	

また、年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施する。その際、必要に応じて民間等の機関が主催する研修を活用する。

の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施します。

その際、必要に応じて、民間等の機関が主催する研修を活用します。

また、その他の研修及び職員の専門資格取得支援を含め、研修等の実施方針を策定し、計画的に職員の能力向上を図ります。

を実施し、民間研修も活用しているか。

・研修等の実施方針を策定しているか。

② 年金資産の運用等に関する研修

- ・新たに年金資産の運用等に携わることとなった職員について、債券・株式等に関する通信教育（7月～9月）、国債投資に関する通信教育（8月～11月）をそれぞれ1名、計2名について民間機関の通信教育を受講させた。
- ・11月から12月にかけて基金役職員を対象とする資産運用の専門家を講師として資金運用に関する研修を実施した（4回実施）。うち1回は資金部職員向けにより専門性の高い研修を実施した。

③ その他専門研修等

- 情報公開及び個人情報保護に携わる職員について、4月に情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会を2名に受講させ、2月に独立行政法人等情報公開・個人情報保護担当者連絡会議に2名を参加させた。
- 法人文書管理に携わる職員について、6月に公文書管理研修を1名に受講させた。2月に公文書管理に関する独立行政法人等連絡会議に1名を参加させた。
- 法人文書管理担当者に対し、法人文書管理に関する説明会を実施した（基金内部）。
- 行政管理・評価業務に携わる職員について、10月に行政管理・評価セミナーを3名、2月に評価・監査中央セミナーを4名に受講させた。
- 内部監査業務に携わる職員について、10月に内部監査業務講習会を1名に受講させた。
- 職員採用業務に携わる職員について、10月に公正採用選考人権啓発推進員研修を1名に受講させた。
- 給与事務に携わる職員について、8月に給与実務研修、11月に年末調整セミナーをそれぞれ2名、計4名に受講させた。
- 防火・防災管理者となる職員について、5月に防火・防災管理新規講習を1名に受講させた。
- 受託機関向け研修会、農家向け研修会・説明会に携わる職員について、2月～3月にファシリテーションスキル研修を5名に受講させた。
- 管理職員等に対し、管理職員等研修会を実施した（基金内部）。

また、「独立行政法人農業者年金基金職員研修実施方針」を7月に策定し、今後、同実施方針を踏まえ、毎年度の研修の実施計画の作成と実施を行うこととした。

- a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある
- b：取組は十分である
- c：取組はやや不十分であり、改善を要する
- d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

られたい。

<p>(2) 業務受託機関担当者 業務受託機関担当者については、効率的・効果的な業務の実施及び加入者、受給者等に対するサービスの向上に資するため、次の研修等を実施する。</p> <p>① 都道府県段階における業務受託機関（農業会議及び農業協同組合中央会）の実務担当者及び新任担当者を対象とする研修等を毎年度当初に実施する。</p>	<p>(2) 業務受託機関担当者</p> <p>① 都道府県段階における業務受託機関（農業会議及び農業協同組合中央会） ア 年度当初に実務担当者会議を実施し、「年度計画」について周知するとともに、当該年度に基金と業務受託機関が一体となって取り組む事項について、業務推進に向けた意見交換を実施します。 イ 新たに市町村段階の業務受託機関を指導する立場になった担当者を対象として、業務が適正かつ効率的・効果的に行われる</p>	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <p>①実務担当者等会議、新任担当者研修会、ブロック別会議の開催（都道府県受託機関）。②実務担当者等会議、新任担当者研修会の開催（市町村受託機関）。</p> <p><評価の視点></p> <p>計画どおり、 ・「年度計画」について周知しているか。 ・業務受託機関と業務推進に向けた意見交換を実施しているか。 ・都道府県段階の業務受託機関の新任担当者向けの研修会を実施しているか。 ・加入推進状況を踏まえ、課題や取組方針について業務受託機関と意見交換を行っているか。 ・ブロック単位の担当者会議を開催しているか。 ・市町村段階業務受託機関担当者向け研修会を行うよう、都道府県段階業務受託機関を指導したか。必要に応じて同研修会に基金役職員の派遣を行ったか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 都道府県段階の業務受託機関（農業会議及び農業協同組合中央会） ア 4月に、都道府県段階の業務受託機関の実務担当者及び総合指導員を対象とした会議を開催し、第3期中期目標、中期計画、26年度計画について周知した。また、26年度の加入推進の取組方針等を説明し、関係機関が連携して効果的に加入推進に取り組むことについて確認・意見交換するとともに前年度の考査指導結果を周知し、委託業務の適正な遂行の徹底を図った。 イ 4月に、都道府県段階の業務受託機関で新たに農業者年金を担当することとなった者を対象に新任担当者研修会を、8月に支給停止等の専門的な研修会を開催し、農業者年金の仕組みと現状のほか、業務委託関係、資格及び保険料、年金裁定事務、年金の支給停止等について研修を行った。 ウ 10月及び11月に、全国を6つのブロックに分け、都道府県段階の業務受託機関の実務担当者及び総合指導員を対象としたブロック別会議を開催し、経営移譲年金の支給に関する会計検査院の実地検査の結果等を説明し、実体を伴った経営移譲等の確認の事務処理について、意見交換を行い、現況届の様式の変更等の翌年度からの事務処理の変更について協議した。 また、上半期の新規加入実績、アンケート結果、前年度の実績報告の分析を踏まえた課題を共有し、今後の取組について意見交換を行うとともに、年金資産の運用状況等を説明した。 2月に都道府県段階の業務受託機関のブロック代表道県の幹事等による業務連絡協議会・幹事会を開催し、実体を伴った経営移譲等の確認に関し、関係の調査及び事務処理について説明し、協議を行った。また、27年度に向けた取組方針案、業務委託費等の見直し案について意見交換を行うとともに農業者年金記録管理システム導入に伴う事務処理の改善等について説明を行い、各ブロック内業務受託機関への周知を要請した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b 計画どおり、都道府県業務受託機関を対象に、実務担当者等会議、新任担当者研修会、ブロック別会議、業務連絡協議会を開催し、年度計画、取組方針、会計実地検査の対応等について説明・意見交換等を行い、その内容を市町村業務受託機関に周知するよう指導するとともに、都道府県業務受託機関等が実施する市町村業務受託機関の実務担当者等を対象とした研修会等に、依頼に応じて基金の役職員を派遣したことから、bと評価した。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>認定：b <認定に至った理由> 左記のとおり、認められる。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <ul style="list-style-type: none"> 研修終了後における理解度テストについて、職員の習得レベルに応じた高度かつ体系的な内容となるものに改善されたい。
---	---	---	---	--	---

よう年度当初に
新任担当者研修
会を実施しま
す。

ウ 業務受託機関
の上半期におけ
る加入推進と業
務の取組状況を
踏まえて、下半
期の課題や取組
方針について、
意見交換を行う
とともに、年金
資産の運用状況
や事務処理手続
きの改善点につ
いて周知徹底を
図るようブロッ
クを単位とした
担当者会議を開
催します。

② 市町村段階
における業務
受託機関(農業
委員会及び農
業協同組合)の
実務担当者及
び新任担当者
研修等につい
ては、都道府県
段階における
業務受託機関
が、前記①の研
修等を終了し
た後、全ての市
町村段階にお
ける業務受託
機関を対象と
して実施する
よう指導する
とともに、必要

② 市町村段階に
おける業務受託
機関(農業委員会
及び農業協同組
合)都道府県段階
における業務受
託機関が、前記①
の研修等を終了
した後、全ての市
町村段階におけ
る業務受託機関
を対象として実
務担当者及び新
任担当者研修会
を実施するよう
指導するととも
に、必要に応じて
基金役職員の派
遣を行います。

② 市町村段階における業務受託機関(農業委員会及び農業協同組合)
都道府県段階の業務受託機関に対して、4月に開催した担当者会議、
新任担当者研修会及び10月から11月に開催したブロック別担当者会
議等において、その内容を市町村段階の業務受託機関に周知するよ
う要請するとともに、都道府県段階の業務受託機関等が実施する市
町村段階の業務受託機関の実務担当者等を対象とした研修会等に以
下のとおり基金の役職員を派遣した。

- ・派遣依頼件数 114件
- ・派遣件数 114件
- ・派遣人数 132名

	に応じて、基金 から役職員等 の派遣を行う。				
--	------------------------------	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-6	内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0079

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
考査指導機関数	年間240機関程度		292機関	285機関				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	6 内部統制の充実・強化	6 内部統制の充実・強化	6 内部統制の充実・強化				C
	(1) 役職員の法令遵守、業務の適正な執行等の徹底を図るため、基金における内部統制を体系的に定めた、内部統制の基本方針を制定する。	(1) 平成25年度当初に、基金の内部統制を体系的に整備するため、「独立行政法人農業者年金基金の内部統制に関する基本方針」(以下「内部統制基本方針」という。)を策定する。	(1) 前年度に策定した「独立行政法人農業者年金基金の内部統制に関する基本方針」(以下「内部統制基本方針」という。)について、前年度の監事監査・内部監査の結果を踏まえつつ、リスク管理を統合的に行うという観点を含め見直し、内部統制の充実・強化に取り組めます。	<主な定量的指標> <その他の指標> 内部統制の充実・強化 <評価の視点> 前年度の監事監査・内部監査の結果を踏まえつつ、リスク管理を統合的に行うという観点から、内部統制の充実・強化に取り組んでいるか。	<主要な業務実績> 内部統制基本方針について、前年度の監事監査・内部監査の結果を踏まえつつ、リスク管理を統合的に行うという観点を含め見直し、7月に改正した。また、内部統制基本方針に基づき設置した経営管理会議において、以下の内部統制の充実・強化に取り組んだ。	<評価と根拠> 評価：b 内部統制基本方針について、計画どおり見直し、内部統制の充実・強化に取り組んだことから、bと評価した。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	認定：b <認定に至った理由> 左記のとおり、認められる。
		(2) 理事長は、内部統制基本方針に基づき、経営管理会議において内部統制に関する取組状況を把握し、必要な指	(2) 内部統制基本方針に基づき、理事長は、役職員の行動指針となる「(独)農業者年金基金の仕事の取組方針」を定め、役職員が、	<主な定量的指標> <その他の指標> 理事長による内部統制の取組の指示。	<主要な業務実績> 役職員が、基金の目的を達成するよう使命感を持ち、法令を遵守し高い倫理観を持って仕事に取り組む等を内容とする「(独)農業者年金基金の仕事の取組方針」を理事長が役職員に示し、毎月の役員部課長会等で、同取組方針に従って業務に取り組むよう指示し、周知・徹底を図った。また、経営管理会議を四半期に1回開催し、中期計画・年度計画の進	<評価と根拠> 評価：b 理事長が、計画どおり、「(独)農業者年金基金の仕事の取組方針」を役職員に示し、その周知・徹底を図ったこと、また、経営管理会議を四半期に1	認定：b <認定に至った理由> 左記のとおり、認められる。

<p>示、モニタリングの実施等により、内部統制の充実・強化に取り組む。</p>	<p>基金の目的を達成するよう使命感を持ち、法令を遵守し高い倫理観を持って仕事に取り組む等を指示し、その周知・徹底を図ります。また、理事長は、経営管理会議を四半期に1回開催し、中期計画・年度計画の進捗管理及び平成25年度計画に関する業務実績の自己評価の実施、各種委員会の開催と検討状況、規程の見直し等、内部統制に関する取組状況を把握して必要な指示を行うとともに、その徹底を図るためのモニタリングを行います。</p>	<p><評価の視点> 計画どおり、 ・理事長は、「仕事の取組方針」を定め、指示し、周知・徹底を図っているか。 ・理事長は、中期計画、年度計画の進捗管理等を行い、必要な指示、モニタリングを行っているか。</p>	<p>捗管理及び25年度計画及び第3期中期計画に関する業務実績の自己評価の実施、各種委員会の開催と検討状況、規程の見直し等、内部統制に関する取組状況を把握して必要な指示を行うとともに、その徹底を図るためのモニタリングを行った。</p>	<p>回開催し、内部統制に関する取組状況を把握して必要な指示を行うとともに、その徹底を図るためのモニタリングを行ったことから、bと評価した。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	
<p>(3) 内部統制基本方針に基づき、コンプライアンスの推進、リスクの管理、内部監査について、以下のとおり取り組む。</p> <p>① コンプライアンスの推進 役職員の法令遵守及び業務の適正な執行等を図るため、外部の有識者を含むコンプライアンス委員会を開催し、違反行為の原因究明及び再発防止等に関する審議を行うと</p>	<p>(3) 内部統制基本方針に基づき、コンプライアンスの推進、リスクの管理及び内部監査について、以下により取り組みます。</p> <p>① コンプライアンスの推進 役職員の法令遵守及び業務の適正な執行等を図るため、外部の有識者を含むコンプライアンス委員会を上半期と下半期に開催し、違反行為の防止策等に関する審議を行うとともに、コンプライアンス研</p>	<p><主な定量的指標> <その他の指標> ①コンプライアンス委員会の開催、コンプライアンス研修の実施、コンプライアンス推進の取組の公表。 ②リスク管理委員会の開催。 ③内部監査の実施。</p> <p><評価の視点> ①計画どおりコンプライアンス委員会を開催し、審議を行っているか。コンプライアンス研修を実施しているか。措置を講じた場合は公表している</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① コンプライアンスの推進 役職員全員を対象とした法令遵守等特別研修などのコンプライアンス研修を実施し、役職員に対し倫理規程遵守の高揚を図るとともに、役職員のコンプライアンスに対する意識の向上を図った。 また、コンプライアンス委員会を9月、3月の2回開催し、コンプライアンス推進の取組状況についてホームページで公表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：c ①コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス推進の取組状況をホームページで公表した。②外部専門家の参加を得てリスク管理委員会を開催し、前年度の監査結果及びリスク管理の実施状況を踏まえ、リスク管理に関する行動計画を策定するとともに、リスク管理マニュアル等を策定してリスク管理を徹底し、加えて、リスク対応方針を作成してその概要をホームページに掲載した。③内部監査規程に基づき内部監査年度計画を作成し、その計画に従って内部監査を適切に実施した。しかしながら、経営移譲年金の裁定取消し事案については、会計検査院から指摘を受けて、事務処理の</p>	<p>認定：c <認定に至った理由> 左記のとおり、不適切な給付事務の事例について会計検査院からの指摘を受けるまで把握できず、当該不適切な給付事務となるリスク認識が不十分であったこと、昨年9月に会計検査院から指摘を受けた類似の不適切給付事務がなかったかどうかについての確認が速やかに着手されなかったことを踏まえ、c評価とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 不適切な給付事務の実態を明らかにし、経営移譲年金の適正な支給の確保を</p>

	<p>ともに、研修の実施等によりコンプライアンスを推進する。また、コンプライアンスに関する措置を講じた場合は、ホームページで公表する。</p>	<p>修を実施します。また、コンプライアンスに関する措置を講じた場合は、ホームページで公表します。</p>	<p>か。 ②計画どおり、リスク管理委員会を開催し、行動計画やリスク管理マニュアル等を策定しているか。 ③計画どおり、内部監査を実施しているか。</p>	<p>② リスク管理の徹底 外部専門家の参加を得て、リスク管理委員会を上半期（7月）と下半期（3月）に開催し、前年度の監事監査・内部監査の結果及び前年度のリスク管理の実施状況を踏まえ、リスク管理に関する行動計画を策定するとともに、影響度や発生頻度に応じてリスク管理の優先順位付けした上で、リスク管理マニュアル等を策定し、リスク管理を徹底した。 加えて、統合的にリスクを管理する観点から、業務全体について、リスクの分類と各リスクの定義を決めた上で、各リスクの対応方針を作成し、26年8月版としてその概要をホームページに掲載した。 また、会計検査院の現地検査により、経営移譲年金について裁定取消し措置となる不適正事案が指摘され、これを受けて、経営移譲をしたことが確認できる書類の基金への送付等の事務処理の見直しを行った。</p> <p>③ 内部監査の実施 内部監査については、「独立行政法人農業者年金基金内部監査規程」（平成22年9月2日付け）に基づき内部監査計画を作成し、その計画に従い、内部監査を実施した。 内部監査結果を「平成26年度内部監査報告書」に取りまとめて、理事長へ報告し、これを受けて理事長が所要の改善について指示を行った。</p>	<p>見直しを行ったものの、同指摘を受けるまで、同事案を把握できず、不適切な給付事務となるリスクの認識が不十分であったことも踏まえ、c評価とした。</p> <p>（評定区分） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>図るため、早急に経営移譲年金受給者総点検事務を完了し、報告されたい。また、業務受託機関も含め、年金業務に係るリスク認識を高めるため、年金給付業務については、独立行政法人農業者年金基金法のみならず、平成13年改正前農業者年金基金法、民法、その他の法令、独立行政法人農業者年金基金理事長通知、事務処理要領等必要な専門的知識の習得、法令等の精神を理解することが必要となることから、計画的に基金の職員を育成し、定期的に基金の職員及び業務受託機関の職員の理解度をチェックする仕組みを整えること。</p>
<p>また、適切に年金業務の点検・評価等を行うためのリスク管理に関する体制（リスク管理委員会）を整備する。</p> <p>さらに、ガバナンス</p>	<p>② リスク管理の徹底 平成25年度中にリスク管理委員会を設置して、リスク管理に関する行動計画やリスク管理マニュアル等を策定し、リスク管理を徹底する。</p> <p>③ 内部監査の実施 基金の業務が、法令、規程等を遵守し効率的に執行されているか等について、内部監査規程に基づく内部監査を実施する。</p>	<p>② リスク管理の徹底 外部専門家の知見も活用しつつ、リスク管理委員会を開催し、前年度の監事監査・内部監査の結果及び前年度のリスク管理の実施状況を踏まえ、リスク管理に関する行動計画やリスク管理マニュアル等を策定し、リスク管理を徹底します。</p> <p>③ 内部監査の実施 業務の適正・効率化を図るため、内部監査規程に基づき、監事と連携しつつ、内部監査年度計画に従い基金の各業務について内部監査を適切に実施します。</p>	<p><主な定量的指標></p>	<p><主要な業務実績></p>	<p><評定と根拠></p>	

<p>スの強化の一環として透明性の向上を図るため、基金の業務・マネジメントに関し、加入者の代表者や学識経験者等から広く意見を求めている運営評議会について、議事の内容等を公表する。</p>	<p>の意見の反映 加入者の代表、年金に知見を有する学識経験者等で構成する運営評議会を毎年度上半期及び下半期に開催し、新規加入等業務の状況、中期計画・年度計画の策定及び実績、年金資産の運用成績、年金資産の構成割合の検証結果等について広く意見を求め、業務運営に適切に反映させる。また、運営評議会の議事要旨についてホームページで公表する。</p>	<p>見の反映 9月に業務の運営状況及び平成25年度計画の実績等、3月に業務の運営状況及び平成27年度計画等について意見を聴く運営評議会を開催します。また、運営評議会の議事要旨についてホームページで公表します。</p>	<p><その他の指標> 運営評議会の開催。 <評価の視点> ・計画どおり運営評議会を開催し、議事要旨を公表しているか。 ・運営評議会での意見を業務運営に反映させているか。</p>	<p>9月に農業者年金事業の実施状況、加入推進、年金資産の運用状況及び25年度業務実績を議題とし、3月に農業者年金事業の実施状況、加入推進、年金資産の運用状況及び平成27年度計画を議題とする運営評議会を開催し、運営評議会の議事要旨についてホームページで公表した。 運営評議会での意見を踏まえ、引き続き女性農業委員を都道府県段階での研修会の必須対象者とするともに、12月に全国女性農業委員ネットワークの新会長を広域推進協力員として委嘱し、女性の視点からの広報PRに協力いただいた。また、加入推進の表彰業務受託機関の中から先進取組事例をとりまとめ、基金のHPに掲載し、業務受託機関への情報提供を行った。</p>	<p>評定：b 計画どおり、9月及び3月にそれぞれ適切な議題により運営評議会を開催し、その議事要旨をホームページで公表するとともに、運営評議会での意見を業務運営に反映させたことから、bと評価した。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>認定：b <認定に至った理由> 左記のとおり、認められる。</p>
<p>(2) 業務受託機関における事務処理に対するの考査指導については、委託業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、対象業務受託機関数を増加させ、平成25年度から毎年度240程度(業務受託機関の約1割)の業務受託機関に対し計画的に実施する。 また、考査指導を実施する業務受託機関の選定に当たっては、業務量</p>	<p>(5) 業務受託機関の事務処理の適正化等 業務受託機関における事務処理に対するの考査指導については、委託業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、以下の取組を実施する。 ① 毎年度240程度の業務受託機関に対し考査指導を計画的に実施する。また、考査指導を実施する業務受託機関の選定に当たって</p>	<p>(5) 業務受託機関の事務処理の適正化等 業務受託機関における事務処理に対するの考査指導については、考査指導実施計画を6月までに策定し、委託業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、以下の取組を実施します。 ① 考査指導を実施する業務受託機関は、中期計画に基づき、業務受託機関の業務量、委託費及び事務処理の状況を踏まえ、240機関程度を選定し、12月ま</p>	<p><主な定量的指標> 考査指導機関数 <その他の指標> 考査指導の効果の浸透 <評価の視点> 計画どおり、 ①考査指導対象受託機関を240程度選定し、12月までに考査指導を行っているか。 ②考査指導の効果の浸透を図っているか。</p>	<p><主要な業務実績> 業務受託機関における事務処理に対するの考査指導について、6月に26年度考査指導実施計画を策定し、6月から12月にかけて32道府県において285の業務受託機関に対し考査指導を行った。 前年度の考査指導の結果等について、4月に実施された都道府県段階の業務受託機関担当者会議及び平成26年度において考査指導時に説明をする等周知徹底を図るとともに、都道府県段階の業務受託機関担当者に対し各都道府県で開催される市町村段階の業務受託機関会議等を通じ周知を図るよう依頼した。 また、会計検査院の実地検査の結果等については、会議等を通じた都道府県段階の業務受託機関への情報提供を行うとともに、事務の適正化に向けて注意喚起した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：b 240程度の目標に対して285の業務受託機関で考査指導を行ったので達成度は119%であった。 また、①4月の都道府県担当者会議等で考査指導の結果について周知徹底を図るとともに、各都道府県担当者に対して各都道府県で開催される会議等を通じ周知を図るよう依頼したこと、②会計実地検査の結果等については、都道府県段階の業務受託機関へ情報提供を行い、業務の適正化に向けた注意喚起を行った。これらのことから、bと評価した。 (評定区分) s：数値の達成度が120%以上で顕著な成果がある</p>	<p>認定：b <認定に至った理由> 左記のとおり、認められる。</p>

<p>や事務処理の状況等を踏まえ、必要性が高い業務受託機関を優先する。</p> <p>さらに、審査指導により把握した事例や注意すべき課題等については、毎年の研修会等を通じて周知徹底するなど、審査指導の効果の浸透に努める。</p>	<p>は、業務受託機関の業務量、委託費及び事務処理の状況を踏まえ、対象となる業務受託機関を選定する。</p> <p>② 審査指導により把握した事例や注意すべき課題等の審査指導結果について、担当者会議や研修会等を通じて周知徹底するなど、審査指導の効果の浸透を図る。</p>	<p>でに審査指導を行います。</p> <p>② 前年度の審査指導により把握した事例や注意すべき課題等の審査指導の結果について、年度当初の担当者会議で説明するほか、研修会等を通じて周知徹底するなど、審査指導の効果の浸透を図ります。</p>			<p>a : 数値の達成度が120%以上</p> <p>b : 数値の達成度が100%以上 120%未満</p> <p>c : 数値の達成度が80%以上 100%未満</p> <p>d : 数値の達成度が80%未満</p>	
<p>(3) 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。</p>	<p>(6) 情報セキュリティ対策については、以下の取組を実施する。</p> <p>① 政府機関統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、「独立行政法人農業者年金基金における情報セキュリティの確保に関する規程」の見直し等を行うこととし、情報セキュリティ対策に係るPDCAサイクルを構築するための取組を推進する。</p>	<p>(6) 情報セキュリティ対策</p> <p>① 「独立行政法人農業者年金基金における情報セキュリティの確保に関する規程」について、政府機関統一基準群等を参考に見直しを行います。また、同規程に基づく取組状況について確認を行います。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <p>①情報セキュリティ規程の見直し、取組状況の確認。</p> <p>②農水省との情報交換。</p> <p><評価の視点></p> <p>①計画どおり、職員の情報セキュリティの見直し、取組状況の把握を行っているか。</p> <p>②計画どおり、農水省との情報交換を行っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 「独立行政法人農業者年金基金における情報セキュリティの確保に関する規程」について、見直しが行われた政府機関統一基準群等を参考に、基金内の情報セキュリティ管理体制の見直し、最高情報セキュリティ責任者等の責務の明確化等を内容とする見直しを3月31日付けで行った。</p> <p>また、11月(20日及び25日)に基金職員全員を対象とした情報セキュリティに関する研修を行うとともに効果測定を実施し、取組状況の確認及び理解度の評価を定量的に行った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>計画どおり、政府機関統一基準群等を参考に情報セキュリティ規程の見直しを行うとともに、情報セキュリティ研修を行って定量的な効果測定を実施し、また、農林水産省から、情報セキュリティに関する情報提供があった場合には、迅速かつ適切に対応してその対応状況等を報告したことから、bと評価した。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本</p>	<p>認定：b</p> <p><認定に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p>

	<p>② 農林水産省との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について農林水産省との情報交換を積極的に行う。</p> <p>特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。</p>	<p>② 農林水産省からのシステムの脆弱性等の情報提供について迅速かつ適切に対応するとともに、その対応状況等を報告します。</p> <p>また、農林水産省への報告体制を整備し、事故・障害等が発生した場合には、速やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に報告します。</p>	<p>② 農林水産省から、情報セキュリティに関する情報提供があった場合には、迅速かつ適切に対応した。</p> <p>また、その対応状況等を報告した。</p> <p>農林水産省への報告体制については、企画調整室を窓口として農業者年金担当課へ連絡する体制を整えている。</p> <p>なお、26年度はシステム関係の事故・障害等は発生していない。</p>	<p>的な改善を要する</p>	
--	--	--	--	-----------------	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0079

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
第4 財務内容の改善に関する事項	第3 財務内容の改善に関する事項	第3 財務内容の改善に関する事項				B	
1 旧制度に基づく融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権の管理・回収を適切に進め、財務の改善に資する。	1 旧制度に基づく融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権については、業務受託機関との密接な連携、現地調査等により債権者に関する情報を把握し、すべての貸付金債権について、毎年度、債権分類の見直しを行う等により、適切な管理・回収を行う。 また、毎年度、農地等担保物件の評価の見直しを行う。	融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権については、すべての貸付金債権について、債権分類見直しを行い、これに基づく適切な債権の管理・回収を行います。 また、担保物件の確認調査等を踏まえ農地等担保物件の評価の見直しを行います。	<主な定量的指標> <その他の指標> ・債権分類の見直し。 ・担保物件の評価の見直し。 <評価の視点> 計画どおり債権分類の見直しを行っているか、それに基づく債権の管理・回収を行っているか。	<主要な業務実績> 1 債権の分類見直し及び適切な債権の管理・回収 全ての貸付金債権について、25年度末現在の状況に対応して、分類の見直しを行い、これに基づき、業務受託機関と連携の上、延滞者の実態把握、督促、面談及び債権保全の措置等により管理・回収を行った。 2 担保物件の確認、評価見直し また、融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金の担保物件については、登記事項証明書を取得するなどして確認し、全て評価の見直しを行った。	<評定と根拠> 評定：b 全ての貸付金債権について、計画どおり、分類の見直しを行い、これに基づき適切な管理・回収を実施し、担保物件についても、全て評価の見直しを行ったことから、bと評価した。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	認定：b <認定に至った理由> 左記のとおり、認められる。	
2 毎年の運営費交付金額の必要額の算定については、運	2 毎年度の運営費交付金額の必要額の算定については、運営		<主な定量的指標> <その他の指標>	<主要な業務実績> 25年度運営費交付金債務残高は、25年度決算承認(26年9月)を受けて確定となることから、26年度予算決定(26年3月)時点では債務残高	<評定と根拠> 評定：—	評定：—	

<p>営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。</p>	<p>費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、運営費交付金算定ルールに基づき厳格に行う。</p>		<p><評価の視点></p>	<p>が未確定であり、平成26年度予算への反映は行っていない。</p>	<p>(評定区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する 	
---	--	--	----------------------	-------------------------------------	---	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0079

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費削減率	少なくとも対前年度 比△3%		△3.1%（24年度予算と25 年度予算の比較） △9.5%（24年度予算と25 年度実績の比較）	△3.3%（25年度予算と26 年度予算の比較） △19.6%（25年度予算と26 年度実績の比較）				
事業費削減率	少なくとも対前年度 比△1%		△6.1%（24年度予算と25 年度予算の比較） △8.8%（24年度予算と25 年度実績の比較）	△1.3%（25年度予算と26 年度予算の比較） △1.8%（25年度予算と26 年度実績の比較）				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画				B	
	別紙	別紙	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費削減率 事業費削減率 <p><その他の指標></p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の適正な執行を確保しつつ、削減率の目標を達成しているか。 削減実績が大きい場合、それは、業務の見直しや効率化によるもので 	<p><主要な業務実績></p> <p>○業務運営の効率化による経費の抑制等（再掲）</p> <p>(1) 一般管理費及び事業費の抑制</p> <p>一般管理費（人件費を除く。）については、消費税率改定に伴う影響額及び社会保障・税番号制度に係るシステム開発に伴う経費を除き、少なくとも対前年度比3%削減する計画を踏まえ、業務の見直し及び効率化を進め、当初予算比で3.3%減とした。</p> <p>3%削減の計画に対して実績は19.6%削減となっている。これについては、業務手法の見直しを通じた効率化努力による部分はあるものの、その主な要因は、年度計画上予定していたシステム開発（社会保障・税番号制度に係るものを除く）が翌年度実施となったこと等によるものである。</p> <p>事業費については、消費税率改定に伴う影響額を除き、少なくとも</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>①一般管理費については、3%削減の計画に対して実績は19.6%削減となっているが、削減の主な要因は、システム開発が計画よりも遅れたこと等の効率化努力以外であり、②事業費については、1%削減の計画に対して、実績が1.8%削減となっているが、主な要因が債権保全上の必要な措置に至らなかったことによるものであることから、bと評価した。</p>	<p>認定：b</p> <p><認定に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p>	

		あるか。	<p>対前年度比1%削減する計画を踏まえ、当初予算比で1.3%減とし、その範囲内で、委託費による事業推進を行い、実績で1.8%の削減となった。削減の主な要因は、融資事業における債権保全上の必要な措置（抵当権実行等）に至らなかったことによる。</p>	<p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>																			
		<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <p>予算、収支計画、資金計画</p> <p><評価の視点></p> <p>予算、収支計画、資金計画に基づき、法人運営における資金の配分を行っているか。</p>	<p><主要な業務実績> (単位：千円、%)</p> <table border="1" data-bbox="1261 661 1982 793"> <thead> <tr> <th></th> <th>25年度予算</th> <th>26年度予算</th> <th>削減率</th> <th>26年度実績</th> <th>削減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>666,991</td> <td>645,040</td> <td>△ 3.3</td> <td>536,163</td> <td>△19.6</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>1,908,828</td> <td>1,884,070</td> <td>△ 1.3</td> <td>1,874,825</td> <td>△ 1.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>予算、収支計画、資金計画の計画と実績との比較は財務諸表を参照。</p>		25年度予算	26年度予算	削減率	26年度実績	削減率	一般管理費	666,991	645,040	△ 3.3	536,163	△19.6	事業費	1,908,828	1,884,070	△ 1.3	1,874,825	△ 1.8	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>予算、収支計画、資金計画に基づき、法人運営における資金の配分の取組は十分と認められ、bと評価した。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>認定：b</p> <p><認定に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p>
	25年度予算	26年度予算	削減率	26年度実績	削減率																		
一般管理費	666,991	645,040	△ 3.3	536,163	△19.6																		
事業費	1,908,828	1,884,070	△ 1.3	1,874,825	△ 1.8																		

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第5	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0079

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
短期借入金実績	2億円(限度額)		—	—				<ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金の受入遅延による場合の限度額は2億円 ・長期借入金が一時的に調達困難となった場合等の限度額は924億円
	924億円(限度額)		—	—				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	第5 短期借入金の限度額 1 2億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れの遅延。 2 924億円 (想定される理由) 独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第17条第2項の規定に基づく長期借入金の一時的な調達困難。	第5 短期借入金の限度額 1 運営費交付金の受入れの遅延による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、2億円とします。 2 独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第17条第2項の規定に基づく長期借入金に関して、一時的に調達が困難になった場合等の短期借入金の限度額は、924億円とします。	<主な定量的指標> 借入限度額 <その他の指標> <評価の視点> 借入限度額の範囲内であったか。	<主要な業務実績> 短期借入金については、実績がなかった。	<評定と根拠> 評定：— (評定区分) b：限度額の範囲である d：限度額の範囲を超えた	評定：—	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
	長期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0079

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価										
				業務実績	自己評価											
			◎ 長期借入金			B										
独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定に基づき、基金が長期借入金をするに当たっては、市中金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。			<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市中金利情勢等 ・応札倍率 <p><評価の視点></p> <p>極力有利な条件での借入れを行っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>法附則第17条第2項の規定に基づき、長期借入金は市中金利情勢等を考慮し、競争入札を行うことにより極力有利な条件での借入れを行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>借入年月日</th> <th>借入れの相手方</th> <th>借入金額 (百万円)</th> <th>借入利率 (平均金利)</th> <th>償還期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27. 2. 3</td> <td>山梨中央銀行 ほか55行庫</td> <td>77,700</td> <td>0.152%</td> <td>H32. 1. 31</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・競争入札における応札倍率：2.94倍 ・入札日（27年1月22日）における市中金利 ・国債：0.050%、政府保証債：0.060% ・金利スワップ（5年）：0.280% ・長期プライムレート：1.050% 	借入年月日	借入れの相手方	借入金額 (百万円)	借入利率 (平均金利)	償還期限	H27. 2. 3	山梨中央銀行 ほか55行庫	77,700	0.152%	H32. 1. 31	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>計画どおり、市中金利情勢等を考慮し、競争入札を行うことにより極力有利な条件で借入れを行ったことから、bと評価した。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>認定：b</p> <p><認定に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p>
借入年月日	借入れの相手方	借入金額 (百万円)	借入利率 (平均金利)	償還期限												
H27. 2. 3	山梨中央銀行 ほか55行庫	77,700	0.152%	H32. 1. 31												

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第6-1	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0079

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
年度末の常勤職員数	75人以下	28年度末 74人	75人	75人	75人			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項					
	1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）				B	
	(1) 方針 農業者年金事業や年金資産の運用に関する研修等により専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、基金全体の業務量を適切に見積もり、業務量に応じた適正な人員配置を行う。	(1) 方針 農業者年金事業や資金運用に関する専門的研修により専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、基金全体の業務量を適切に見積もり、業務量に応じた適正な人員配置を行います。	<主な定量的指標> <その他の指標> 専門研修の実施。 <評価の視点> 専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、業務量に応じた適正な人員配置を行っているか。	<主要な業務実績> 新任職員に対し、農業者年金業務全般についての知識の修得を図るため、新任者研修に加え、新任者拡充研修及び年金資産の運用等の専門分野に特化した専門研修等を実施することにより、人材の育成を図るとともに、業務量に応じた適正な人員配置を行った。	<評定と根拠> 評定：b 計画どおり、新任者研修や専門研修等を実施し、人材の育成を図るとともに、業務量に応じた適正な人員配置を行ったことから、bと評価した。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	認定：b <認定に至った理由> 左記のとおり、認められる。	

	<p>(2) 人員に関する指標</p> <p>期末の常勤職員数を期初の98.7%とする。</p> <p>(参考1)</p> <p>期初の常勤職員数 75人</p> <p>期末の常勤職員数の見込み 74人</p> <p>(参考2)</p> <p>中期目標期間中の人件費総額見込み 3,148百万円</p>	<p>(2) 人員に関する指標</p> <p>年度末の常勤職員数を75人とします。</p> <p>(参考)</p> <p>人件費総額見込み 642百万円</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>常勤職員数</p> <p><その他の指標></p> <p><評価の視点></p> <p>年度末の常勤職員数を75人を上回っていないか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>計画どおり年度末の常勤職員数を75人とした。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>計画どおり、年度末の常勤職員数を75人としたことから、bと評価した。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>認定：b</p> <p><認定に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p>
--	---	--	---	--	---	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第6-2	積立金の処分に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0079

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	2 積立金の処分に関する事項	2 積立金の処分に関する事項				B	
	<p>前期中期目標期間繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した現預金及び前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金を次の経費に充当する。</p> <p>(1) 旧年金給付費 (2) 旧年金給付のための借入金にかかる経費(利子及び事務費を含む) (3) 旧年金給付のための農業者年金記録管理システムの開発にかかる経費</p>	<p>前期中期目標期間繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した現預金及び前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当年度に償還されたことによる現預金を次の経費に充当します。</p> <p>(1) 旧年金給付費 (2) 旧年金給付のための借入金にかかる経費(利子及び事務費を含む。)</p>	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <p>現預金の経費への充当</p> <p><評価の視点></p> <p>積立金の処分が適切であるか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>前期中期目標期間繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金(129百万円)については、26年度における旧年金給付費(112,094百万円)及び旧年金給付のための借入金にかかる経費(利子及び事務費を含む。(84,651百万円))の一部に充当している。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金について、計画どおり、経費の一部に充当したことから、積立金の処分は適切と認められ、bと評価した。</p> <p>(評定区分)</p> <p>b：積立金の処分は適切である d：積立金の処分は不適切である</p>	<p>認定：b</p> <p><認定に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p>	